

令和7年（行サ）第6号 行政上告提起事件

上告人 一般社団法人グリーンコープでんき

被上告人 国

2025年（令和7年）5月2日

最高裁判所 御中

上 告 理 由 書

上告人訴訟代理人

弁護士

小 島 延 夫



弁護士

北 古 賀 康 博



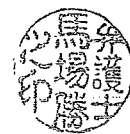
弁護士

篠 木 潔



弁護士

馬 場 勝



弁護士

福 島 健 史



(目次)

第1点 最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に反し、文理解釈を誤った 重大な法令解釈の違法と憲法41条違反の違憲.....	3
第2点 一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法4 31条、金融商品取引法193条にも違反した、重大な法令解釈の違反と憲法4 1条違反の違憲.....	9
第3点 立法趣旨を誤って解するという重大な法令違反（平成11年報告書（乙14 号証）を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤って理解 したこと）と憲法41条違反の違憲.....	15
第4点 平成11年報告書のいう「公益的課題」の中に、賠償負担金や廃炉円滑化負 担金が含まれるとした重大な法令解釈の誤り及び賠償負担金及び廃炉円滑化負担 金を「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費 用」だと解した重大な法令解釈の誤りと憲法41条違反の違憲.....	31
第1 平成11年報告書のいう「公益的課題」の内容についての解釈を誤り、平成 11年報告書は賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこ と.....	31
第2 賠償負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的 課題に要する費用」ではないにもかかわらず、そのように解した原判決の重大 な違法.....	34
第3 廃炉円滑化負担金は、「送電に関する公益的課題」とは無関係であること	44
第5点 最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不 指定取消請求事件最高裁判決）に反すること 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金 を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であって、それ は経済産業大臣に与えられた権限を超えることを看過した重大な違法と憲法41 条違反の違憲.....	47
最後に（総括）.....	56

第1点 最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に反し、文理解釈を誤った
重大な法令解釈の違法と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

上告人の「法18条3項1号の適正な原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定される」旨の主張に対し、原判決は「法18条1項・同条3項1号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要求されているとは解されるが、その文言からして、「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）。

2 原判決の判示は、文理に反し、重大な違法があること

しかし、原判決の判示は、法18条1項、同条3項1号の文理に反し、その解釈を誤った重大な違法があり、また、憲法41条にも反している。

以下、具体的に主張する。

3 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は原子力発電事業者の費用であること

(1) まず前提として、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であるという点を再度、指摘しておく。

(2) 第一に、法令に記載された定義からして、「賠償負担金」は原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの（本件施行規則45条の21の3第1項）とされている。そして、この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法にいう原子力事業者であり（原子力損害賠償法3条）、法にいう原子力発電事業者である。

また、廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件施行規則45条の21の6第1項）であるので、原子力発電事業者が負担すべきものである。

したがって、これらの法令に記載された定義から「賠償負担金」及び「廃炉

円滑化負担金」が、原子力発電事業のための費用であることは明らかである。

(3) 第二に、本件施行規則の章立てもそのようになっている。

すなわち、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、本件施行規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中に規定されているのではなく、「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中に「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」に関する規定が定められている。

このように、本件施行規則の章立てからも、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業のための費用であることがわかる。

(4) 第三に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることとなる（本件施行規則45条の21の2第2項、同45条の21の5第2項）。「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は原子力発電事業者のための費用であるからこそ、一般送配電事業のために使われるのではなく、全額原子力発電事業者にそのまま渡されるのである。

したがって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」が払い渡される仕組みからしても、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は原子力発電事業のための費用であることがわかる。

(5) 以上の通り、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であるため、この点を再度、指摘しておく。

なお、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の徴収を提案した、経済産業省の平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙37）においても、「本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分」「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらす」（乙37・21頁）、「発電、送配電、小売の各事業が

峻別された自由化の環境下で、発電に係る費用の回収に託送料金の仕組みを利用する」「発電に係る費用については、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。」（乙37・24～25頁）と、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であって、送配電事業の費用ではないことが確認されている。

4 法律の文理解釈上、法18条3項1号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されること

(1) 上記を踏まえ、法律の文理解釈上、法18条3項1号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されること」について詳述する。

(2) すでに引用した通り、原判決は「法18条1項・同条3項1号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要求されているとは解されるが、その文言からして、「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）。

しかし、注意しなければならないのは、法18条3項1号が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と規定していることである。この条文の記載からして、ここでいう原価は、「料金」の原価を指すことが、明確である。

そして、法18条3項は、同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」、すなわち託送料金についての基準を定めるものである。したがって、法18条3項1号でいう「料金」とは、同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」を指すことも、条文上明確である。

以上からすれば、文理上、法18条3項1号は、「その供給区域における託

送供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と読み替えることができ、したがって、ここにいう「原価」は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金の原価」であることは明確である。

ちなみに、「一般送配電事業者が、その供給区域において行う、託送供給及び電力量調整供給」は、一般送配電事業に他ならない。

すなわち、法2条八号は、「自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）」を一般送配電事業と定義している。

したがって、法18条3項1号は、「一般送配電事業に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」とも読み替えることができ、法18条3項1号にいう「原価」は、「一般送配電事業に係る料金の適正な原価」の意味であることが明確である。

以上の通り、文理解釈上からして、法18条1項が託送料金、すなわち「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」について定めるものである以上、法18条3項1号の原価は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に必要な原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」でなければならない。

5 最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に照らしてみても、原判決の判断は誤っていること

(1) 以上みてきたように、法18条1項及び同条3項1号の文言を素直に読むと、同号にいう「原価」とは「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に必要な原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」であると解される。

そして、法18条3項は同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」、すなわち託送料金についての基準を定めるものであるから、法18条1項は同基準を満たさないもの、つまり同条3項各号の基

準に適合しないものを託送料金に含めることを許容していない。

したがって、法18条3項1号にいう「原価」、すなわち、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」に必要な原価（一般送配電事業を行うために必要な原価）以外のものを、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」の料金に含めることは、文理上できないこととなる。

- (2) この点について、原判決は「経済産業大臣が経済産業省令において法18条3項1号の「適正な原価」の算定方法を具体的に定めるに当たり、託送料金の仕組みを利用した回収スキームを前提に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることも、法の委任の趣旨の範囲内のものとして許されると解するのが相当である。」としている（原判決10～11頁）。

しかし、一般的に「原価」とはその事業を営むために必要な費用のことであり、法18条3項1号にいう「原価」とは一般送配電事業を営むために必要な費用のことをいうのであるから、（一般送配電事業を営むために必要な費用であるかどうかを問わず）原判決のように「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を原価に含める」とすることは、一般的用語の「原価」及び法18条3項1号の「適正な原価」の文言から明らかに逸脱するものである。

実際、貸金業の規制等に関する法律施行規則15条2項の法適合性が問題となった最高裁判例では（最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁）、
「（貸金業の規制等に関する法律）18条1項が、貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない旨を定めているのは、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るためであるから、同項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されないというべきである。」と判示し、貸金業法18条1項を文理に照らして解釈している。そして、この判断の根底には、みなし弁済規

定の適用要件については厳格に解釈すべきであり、17条書面及び18条書面の必要的記載事項が記載されているか否かについては、条文に忠実にいわば形式論で判断すべきであり、一つでも記載が欠けていたり、記載内容が不十分な場合に、それによって債務者に不利益が生じないかどうかという実質論で判断することは許されない。法の委任の範囲内か否かについても、実質論によるのではなく、文理に忠実に判断すべきという観点から判断されたものと解されている（同調査官解説参照）。

しかも、本件施行規則45条の21の2及び本件施行規則45条の21の5により、接続供給の相手方である小売電気事業者は賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金の払渡義務を負うため、法18条3項1号は本件算定規則4条2項と相まって小売電気事業者の権利利益に重大な影響を及ぼすものとなるのであるから、小売電気事業者の権利利益の擁護の観点から、法18条3項1号の解釈は明確かつ一義的でなければならない。

6 小括

以上述べたところより、法18条3項1号の適正な原価は一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されると解すべきところ、原判決は「その文言からして、適正な原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されているとまで解することができない」としているのであって、原判決には法18条1項、同条3項1号の法解釈を誤った重大な違法があり、憲法41条に反している。

また、法18条3項1号の適正な原価は一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されると解すべきであるにもかかわらず、原子力発電事業者の費用である賠償負担金や廃炉円滑化負担金を法律の改正なく小売電気事業者に負担させることは、法律による行政の原理に反し、憲法41条に反するものである。

第2点 一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反した、重大な法令解釈の違反と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

上告人の「法18条3項1号の適正な原価が原価計算基準に従って算定された原価でなければならないものであり、原価計算基準によれば原価性の否定される賠償負担金等を適正な原価に組み込むことが許されない」旨の主張等に対し、原判決は「法には、18条3項1号の適正な原価について、原価計算基準により原価性が認められるものに限定することを定めた規定はない。…法は、経済産業大臣がその裁量により18条3項1号の適正な原価の具体的な算定方法を定めることを認め、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることを許容していると解される。原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」とする（原判決14頁以下）。

2 原価計算基準その他の会計原則は、平等原則、比例原則などと同様に、企業会計については慣習法・一般原則として18条3項1号の適正な原価を法的に制約するものであり、その点は、会社法431条、金融商品取引法193条によっても規定されているところであること

しかし、第一に、原価計算基準その他の会計原則は、その経緯から、英米法的な慣習法としての効力を持つものとして、企業における会計の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものである。そのため、原価計算基準その他の会計原則は慣習法として位置づけられ、旧商法32条にいう「公正なる会計慣行」として適用されることになる（甲42・37～38頁）。

現行の会社法431条においても「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されており、企業における会計は原価計算基準その他の会計原則に従うべき法的義務を負うことになる。

また、金融商品取引法193条は、「貸借対照表、損益計算書その他の財務計

算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」と明確に規定している。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則が依拠する電気事業会計規則も「一般に公正妥当であると認められる会計の原則によって会計を整理すべき」としており、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則も、「一般に公正妥当であると認められる会計の原則」から逸脱することはできない。

したがって、原価計算基準その他の会計原則は、平等原則、比例原則などと同様に、慣習法・一般原則として、18条3項1号の適正な原価を法的に制約するものである。その点は、会社法431条、金融商品取引法193条によっても規定されているところである。

原判決は、この点、電気事業法に明文の規定がないことをもって、それに従う必要がないとするが、それは、慣習法・一般原則としての、原価計算基準その他の会計原則による法的制約が存在することを完全に看過するものである上、会社法431条、金融商品取引法193条という明文の法律の規定にも反するものである。

- 3 本件算定規則の通りとすることは、一般送配電事業の固有のコストではない賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の経費とすることになり、これは、本来なされるべき会計と全く異なる会計がなされ、会計原則の根幹を揺るがす重大な違法であること

さらに、本件算定規則の通りとすることは、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすることである。本件の場合、本件の場合の賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費とすることになる。これは、会計原則の根幹を揺るがすことである。

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業者によって、小売電気事業者などの託送供給の相手方から徴収され、そのまま、原子力発電事業者に払い

渡されるものである。したがって、本来、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、預り金として入金し、預り金の払い出しとして、原子力発電事業者に払い渡されるところのが相当である。その場合、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、売上（収益）にも経費（費用）にもならないので、損益計算書上には計上されない。

ところが、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金についての本件算定規則4条2項は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金という、原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」として整理することを求めるものである。より具体的には、一般送配電事業者の「営業費」として、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を算定することを求める。

そうである以上、一般送配電事業者は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、会計上、「原価」または営業費として整理するほかなくなる。そうなると、一般送配電事業の、売上でもない託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」分の入金を「託送料収益」として「収益」に計上し、経費（費用）でもない「賠償負担金（相当金）や廃炉円滑化負担金（相当金）」を経費（費用）として計上することとなり、それに沿って、損益計算書その他の計算書類が作成されることとなる（甲48・九州電力送配電株式会社・第5期決算公告・損益計算書）。

現に、九州電力送配電株式会社・第5期決算公告・損益計算書（甲48）では、「賠償負担金（相当金）や廃炉円滑化負担金（相当金）」が、「営業費用」の中の「電気事業営業費用」として計上されている。他方、託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」分の入金は、「営業収益」の中の「電気事業営業収益」の中の「託送料収益」に含まれている（次頁の表及び甲48・九州電力送配電株式会社・第5期決算公告の「損益計算書」）。

会計原則は、その事業の原価が何かを公開し、需要家・株主その他の関係者が識別可能な状態にし、公正さを保つためのものである。とりわけ、電気事業の企業会計は、電気という公共サービスを提供する企業の正確な財務状況を表示し、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や

地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報を提供するものである。

ところが、前述の通り、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金のような原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」ということにすると、原子力発電事業者の費用が、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまうこ

損 益 計 算 書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

九州電力送配電株式会社

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	647,264	営 業 収 益	698,576
電 気 事 業 営 業 費 用	647,185	電 気 事 業 営 業 収 益	698,446
水 力 発 電 費	265	電 灯 料	9,358
内 燃 力 発 電 費	31,632	電 力 料	20,827
新エネルギー等発電等費	357	地 帯 間 販 売 電 力 料	11,773
地 帯 間 購 入 電 力 料	13,672	他 社 販 売 電 力 料	89,607
他 社 購 入 電 力 料	166,096	託 送 収 益	536,688
送 電 費	87,597	事 業 者 間 精 算 収 益	4,073
変 電 費	38,659	電 気 事 業 雑 収 益	26,117
配 電 費	151,257		
販 売 費	23,573		
一 般 管 理 費	84,946		
賠償負担金相当金	5,986		
廃炉円滑化負担金相当金	6,228		
電 源 開 発 促 進 税	30,434		
事 業 税	6,483		
電力費振替勘定(貸方)	△ 7		
附 帯 事 業 営 業 費 用	78	附 帯 事 業 営 業 収 益	130
見守りサービス事業営業費用	78	見守りサービス事業営業収益	130
営 業 利 益	(51,312)		
営 業 外 費 用	11,699	営 業 外 収 益	1,886
財 務 費 用	10,171	財 務 収 益	112
支 払 利 息	10,171	受 取 配 当 金	81
事 業 外 費 用	1,528	受 取 利 息	30
固 定 資 産 売 却 損	47	事 業 外 収 益	1,774
雑 損 失	1,480	固 定 資 産 売 却 益	305
当 期 経 常 費 用 合 計	658,963	雑 収 益	1,468
当 期 経 常 利 益	41,499	当 期 経 常 収 益 合 計	700,463
税 引 前 当 期 純 利 益	41,499		
法 人 税 等	13,796		
法 人 税 等	15,473		
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,676		
当 期 純 利 益	27,703		

とになる。これでは、有価証券報告書その他の計算書類（会計書類）に期待される機能は果たせなくなる。

以上の通り、今回の省令改正によって、本来なされるべき会計と全く異なる会計が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、なされることとなるのであつて、会計原則の根幹を揺るがすものであつて、重大な違法であり、会計原則違反となり、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する重大な法令違反となり、憲法41条に反するものとなる。

4 電気事業法の料金の原価という用語と原価計算基準

原判決は、「原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」と判示しているので、電気事業法の料金の原価という用語と原価計算基準の関係について、一言触れておきたい。

法18条3項1号にいう「料金の原価」という用語は、他の公共料金制度である、水道事業、鉄道事業、バス事業などにおいて、同様に規定されている。

水道法（昭和32年法律第177号）14条2項1号「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）16条2項「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。」

（法制定時のもの）

道路運送法（昭和26年法律第183号）8条2項「能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。」

（法制定時のもの）

以上の通り、政府の認可を要する公共料金については、「適正な原価」を補償する旨の定めがあることが多い。その場合の「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち、「原価計算基準」に準拠

して計算された原価ということと考えられている（甲42・41頁から42頁、甲44・9頁も同趣旨）。

以上からすると、一般的な企業会計上の原則に加え、特に独占的に料金が決定されている、公共料金については、「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち、「原価計算基準」に準拠して計算された原価ということと考えられていた。

原判決の「原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」との判示は、こうした、会計学界の支配的見解を完全に無視し、独占事業における料金認定についての基準としての原価計算基準の規範性についての理解を誤るものである。

5 小括

以上の通り、原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとした点で、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する重大な法令違反となり、憲法41条に反している。

その上、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすること、すなわち、賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費にするという取り扱いを定めた点で、その違法の程度は、著しい。

これは、原子力発電事業者の費用という、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまうことでもある。これでは、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報が提供できず、会計原則の根幹を揺るがす問題を発生させる。

原判決は、こうした点を完全に看過するものであって、その法令解釈の誤りの重大さや憲法違反の程度は極めて著しいものである。

第3点 立法趣旨を誤って解するという重大な法令違反（平成11年報告書（乙14号証）を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤って理解したこと）と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

原審は、法18条3項1号の「適正な原価」の意義を検討するにあたり、電気事業審議会基本政策部会によって取りまとめられ、平成11年1月21日に公表された、電気事業審議会基本政策部会報告（乙14）（以下「平成11年報告書」という。）について、

- ・ 平成11年報告書では、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティの確保や環境保全などの公益的課題が示され、託送供給制度の導入後にも全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨が記載されている。託送供給制度の下で需要家が公益的課題に必要な負担を負うとは、託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用を負担することを意味するものと理解される。
- ・ 平成11年報告書の上記記載は、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係を前提に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨に解される。
- ・ このような法の改正経緯や立法過程における議論等に照らすと、法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」につき託送料金の仕組みを利用した回収スキームを想定していたというべきであり、その後の法改正時の議論状況を踏まえても、その想定に変化が生じたとは認められない。
- ・ したがって、原判決を引用して説示したとおり、経済産業大臣が経済産

業省令において法18条3項1号の「適正な原価」の算定方法を具体的に定めるに当たり、託送料金の仕組みを利用した回収スキームを前提に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることも、法の委任の趣旨の範囲内のものとして許されると解するのが相当である。

と判示する（9～11頁）。

2 平成11年報告書（乙14号証）の上記記載は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言したものではないこと

(1) 平成11年報告書についての記載内容

しかしながら、原判決が指摘する平成11年報告書（乙14号証）の上記記載（全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨）は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言したものではない。

したがって、この点において原判決は、重大な事実誤認をしており、その事実認定には経験則違反及び憲法違反が存在する。

第1に、平成11年報告書には「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」ことを明示的に提言している記述はない。

第2に、平成11年報告書は、託送料金についての原則として「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めており、そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

第3に、平成11年報告書では、公益的課題への対応は、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことを

もってなされるとしていた。

以上の通り、平成11年報告書では、公益的課題への対応の必要性は触れられているものの、それに対する対処方針として記述されているのは、給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール設定のみである。

託送料金については、託送コストの公正な回収のみが記述されている。つまり、一般送配電事業の費用以外の費用を託送料金としては回収しないとされていたのである。

以上の通り、平成11年報告書では、託送料金において公益的課題に要する費用を回収することは記述されておらず、想定もされていなかった。

この点は、当時、政府の審議会の委員としてこの報告書の作成に関与した、八田達夫氏も、「平成11年当時から、需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていた」事実はない。この点の国の主張は、全くの誤りである。」としている（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・22頁から23頁まで）ことから明らかである。

それにもかかわらず、原判決は、「全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担」（上告人にて太字・下線）を、「託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用」（上告人にて太字・下線）という“費用”について論じたものと誤解したのである。

平成11年報告書は、明確に、「負担」と「費用」を使い分けており、公益的課題に要する費用を託送料金で回収すると述べていない。原判決は、この点において経験則に反した事実認定を行っている。

(2) 平成11年報告書の関連する記述

なお、平成11年報告書において、公平な負担に触れているのは、以下の5カ所である。これらをも、ここで論じられている「負担」とはあくまで給電指令に従うことでの電気の利用制限に従うことであって、金銭的な負担をする「費用」のことではない。原判決が「負担」を「費用」と読み替えたこ

とは、平成11年報告書から導かれるものではない。誤った経験則による事実認定に基づいて、立法趣旨を誤って解したものである。

① 2頁 「はじめに」 (4)

「制度設計に当たっては、ユニバーサルサービスの達成、供給信頼度の維持、原子力利用の推進等エネルギーセキュリティ・環境保全の観点からの適切な電源構成の確保などの公益的課題と両立することを前提として、必要な制度的対応を講ずる。その際、このために必要な負担はすべての需要家が公平に負うことを原則とする。」

② 3～4頁 第一章「新たな電力システムを検討するに当たっての基本的な考え方」 2「更なる競争導入による効率化の追求」

「他方、部分自由化については、自由化された部分の競争による電気事業全体の効率化の効果をいかに全需要家に行き渡らせるかの検討が必要となるものの、部分自由化の範囲にもよるが、ユニバーサルサービスは現状どおり維持することが可能である。また、新たな市場参加者の数が限定されていることから、供給信頼度維持のためのシステムやルール設定についても比較的容易と考えられる。さらに、エネルギーセキュリティ・環境保全のための望ましい電源構成についても、その主要な担い手となる電力会社の需給見通しの確実性が確保されやすく、電力会社を中心とする自主的な取組みとこれに対する需要家の公平な負担による支援等より柔軟な対応が可能となろう。」

③ 8頁 第二章「制度設計の概要」 第一節「小売分野における部分自由化の具体的設計」 3「託送制度について」 (2)「託送ルールの在り方」
④「公益的課題達成のための必要事項について」

「公益的課題のうち、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ・環境保全に関する事項については、いずれもネットワークを保有する電力会社の給電指令によって担保されるものである。すなわち、供給信頼

度の確保については、発電と送配電の一体的な形成及びその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。また、エネルギーセキュリティ及び環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要があり、これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

すなわち、供給信頼度の確保については、発電と送配電の一体的な形成およびその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。また、エネルギーセキュリティおよび環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要があり、これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

以上のことから、利用者は託送利用に当たって電力会社の給電指令に従う必要があり、例えば以下の事項について、新規参入者が遵守することが適当である。

- ・ 給電計画の提出に関する事項（系統安定上の要請）
- ・ 同時同量に関する事項（系統安定上の要請）
- ・ 事故、緊急時における優先給電指令に関する事項（系統安定上の要請）
- ・ 水力・原子力などの供給確保に関する事項（セキュリティ及び環境保全上の要請）」

④ 9頁4「公益的課題との両立の方策について」

「このためには、行政、ネットワークの形成・運用を行う主体としての電力会社、供給事業者及び需要家が適切に役割を分担する必要がある。

すなわち、電気の供給は電力会社の形成したネットワークを利用して行われるものであり、電力会社が新規参入者に対して託送約款に基づく給電指令を適切に行うことを通じて公益的課題を達成することが基本となる。行政は、その公益的課題の内容設定などを行うことが求められる。

一方、電気が国民生活や経済活動に不可欠な財であることに鑑みれば、電気の供給が途絶するなどの緊急事態においては、行政がその事態を処

理すべき責任を負う必要がある。具体的には、こうした場合においては、行政が直接、新規参入者やその需要家に対しても、発電命令や電気使用制限命令を出すことによって対応することが効率的である。

さらに、需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、すべての需要家が公平に負うことを原則とする。」

⑤ 14頁「おわりに」

「公益的課題の追求という政策的側面に着目すれば、電気事業者と行政、需要家の三者間の役割分担を明確にしながら、これを追求していくことを第三の趣旨とするものである。すなわち、電気事業者による常時の対応、行政における緊急時の対応、需要家による公平な費用負担を原則として、公益課題を追求するということである。」

なお、⑤（平成11年報告書の14頁）においては、「費用負担」という用語が用いられているが、これをもって、需要家から託送料金に上乗せして費用を徴収するという意味に理解するのは誤りである。ここで言っているのは、「常時の対応」、すなわち、日常的な電気需給の変動の際に予定される調整用電源の調達費用や、「緊急時の対応」、すなわち、災害時、発電所の事故、急激な電気需要の変化があった際に電源費用を負担する際に、公平に負担することであって、後述する、適切な電力供給を行うための送配電のコストのことであり、それを需要家が公平に負担することはある意味当然の話で、かつ、給電司令に従うということに含まれるかその延長線上にある話である。

ここでは、送配電のコストを超えたコストについて、費用負担させることは想定されていない。

- 3 平成11年報告書に基づく「託送料金」の範囲 「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は「託送料金」に含まれない

こと。

平成11年報告書は、電気事業法改正による部分自由化の開始と、電力市場における競争導入の必要性、さらには国際競争力や環境対応といった政策的要請を背景として、競争原理の導入と電気事業の公益的機能との調和を図る制度設計の方向性を提示する目的で作成された。

すなわち、同報告書は、第一章の「2」において「更なる競争導入による効率化の追求」とのタイトルを掲げ、冒頭以下のように述べている。

近年の電気事業を巡る状況には、大きな変化が見られる。すなわち、産業活動の基盤的要素である金融、物流、エネルギー、情報通信などに関する高コスト構造の是正が我が国の経済構造改革の主要課題として認識されている中で、電気事業についても更なる効率化が要請されている。

(上告人にて太字・下線)

その上で、3つ下の段落において、以下のように述べている。

以上のような状況変化の下では、更なる競争導入による効率化の追求と公益的課題への対応の最適な組合せについて再度検討する時期に来ていると考えられる。(上告人にて太字・下線)

そして、同章の最後に、以下のようにまとめた。

以上のような理由により、我が国においては部分自由化を軸に電気事業制度改革を行うこととするが、制度設計に当たっては、以下の3つの原則により行うことが適当である。

第一に、経営の自主性を最大限確保し、行政の介入を最小化することである。(上告人にて太字・下線)

第二に、対等かつ平等な競争を確保することである。電力会社と新規参入者が、ともに供給信頼度の維持などに必要十分な責任を負いながら対等の条件で競争すること、そして、この対等競争が規制強化とならず透明かつ公正であることを前提とした送電線の利用に関するルールなどの諸制度によって有効な競争となることが求められる。（上告人にて太字・下線）

（注 この報告書がここで言っている「電力会社」は、現在の旧一般電気事業者系の発電事業者のことであり、新規参入者は、それ以外の発電事業者のことである）

第三に、全需要家へ効率化の成果を行き渡らせることである。

以上の結果、同報告書では、小売自由化に伴い新規の発電事業者に送電ネットワークを開放することとしたので、送電ネットワークの利用にかかる費用の回収スキームが必要となったことを背景として、平成11年報告書は、

ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を確保するためには、ネットワークの利用に関するルールを、透明で客観的なものとして定めることが必要である。このルールがいわゆる託送制度である。（同報告書・7頁）

と託送制度の必要性を措定し、そのうち、託送料金については、「託送コストの公正回収原則」「事業者間の公平の原則」の二つを柱として料金の制度設計を行うべきことを示した。

第1原則：託送コストの公正回収原則

託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。

(8頁)

第2原則：事業者間公平の原則

託送料金は、ネットワークの所有者・運用者である電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者にとって『同一』であることが必要である。

(8頁)

そして、平成11年報告書をまとめる過程では、託送料金に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれるという議論はなされていない。

特に、一部の発電事業者に要するコストを、託送料金に含ませて徴収することとなると、その発電事業者を優遇することになり、託送料金は、新規参入者との間で平等ではなくなり、第2原則に反することになる。

平成11年報告書は、託送制度・託送料金制度の創設にあたって、その制度の趣旨として、託送料金制度における、公正さ・透明性が必要なことが競争との関係で述べられており、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を確保することに重点が置かれている。

以上からすれば、特に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を「託送料金」に含めて回収するとすることはそもそも想定されていない。まして、一部の発電事業者に関するコストを、託送料金に含ませて徴収することは、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を阻害することになるので、同報告書においては、否定されている。

その点で、本件で問題となっている、一部の発電事業者（原子力発電事業者）のコストである、賠償負担金や廃炉円滑化負担金までも「公益的課題」に含めることを念頭に、「平成11年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨が記載された」との原判決の判示は、平成11年報告書を誤読し、

誤解し、託送料金制度の趣旨を誤って解しているものであって、その判断には、経験則に反するという、重大な法令解釈上の違法及び憲法違反がある。

4 小括

以上のとおり、原判決は、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。

平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。

これは、託送料金制度の制度趣旨を誤って解するという重大な法令違反である。

したがって、原判決には、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解した点で、経験則に反した事実認定をし、誤った法令解釈をしており、重大な法令違反及び憲法41条違反が認められる。

5 そもそも、平成11年報告書において、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれていたという議論すら、平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁において、初めて現れた主張であること

(1) 平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁において、初めて現れた主張

さらに経過を正確に分析すると、経済産業省の国会での答弁・報告書などにおいて、「平成11年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用が託送料金に含まれていた」との主張自体、平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁までされたことがなかった。

すなわち、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案を審議する平成29年4月12日衆議院経済産業委員会において、「公益的な費用だからということで追加するとしたら、この送配電網の託送料金にどんどん追加される…託送料金に今後も追加する上でのルールや歯どめというのはしっかりとやっているんでしょうか。」という落合委員の質問に対し、経済産業大臣

が以下のように答弁した。(乙33・17頁)

全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていた だいて(A)、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった (B)。

これが、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できるという議論が、平成11年の報告書に先立ってなされ、平成11年報告書でそうしたメカニズムが入れられた」という主張がされた最初の機会である。

第一に、この答弁では、「そういった費用が取れなくなっていく可能性があるということ

で、当時、審議会で議論をしてください」としている(上記A)が、そうした議論はされていない。

経済産業大臣が指す「そういった費用」とは、原子力発電の設置コストや事故が起きた時の賠償負担金などを対象としているが、平成11年当時、経済産業省及び電力会社(当時の一般電気事業者)は、原子力発電は、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないとし、また、原子力発電は安い発電であると盛んに宣伝しており、原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金などが課題となることを全く想定していなかった。そうした想定がない以上、その点を議論することもあり得ないし、実際、そうした議論もされていない。

その点は、平成11年報告書をもみても明確である。平成11年報告書のどこをもみても、原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金は議論されていない。

第二に、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった(上記B)

という事実もない。そもそも議論もされていないのだから、「託送料金で回収をするというメカニズムを入れた」事実などあり得ないが、すでにみたように、平成11年報告書では、託送料金についての原則としては、「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めている（乙14・8頁）。

そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

公益的課題への対応は、平成11年報告書では、託送料金について規定する項目とは別の「④ 公益的課題達成のための必要事項について」（同報告書8頁）という項目に記載されている。そこに記載されていることは、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことである。

電力自由化は、従来、同一社内で行なっていた発電事業に対する指令を外出しすることになり、それは、外部の発電事業者に対する給電指令を出すとともに、需要家に対しても需要調整をお願いすることになる。自由化が進行すると、市場ルールで一定程度需給調整が図れるようになるが、それでも、給電指令による調整は必要である。電力自由化をする以上、給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことは、需要家が負うべき当然の負担である。平成11年報告書が想定している「公益的課題」とはその範囲であって、これまで見たように、廃炉時のコストや事後的に発生した賠償負担金などはその範囲の中に想定されていない。

したがって、平成11年の時点で、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（上記B）という事実は認められない。

以上の通り、平成29年4月12日衆議院経済産業委員会における、経済産業大臣の答弁において述べられた、平成11年当時、「そういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいた」事実も、「託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」事

実も存在しない

この「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいて（A）、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（B）。」という経済産業省の見解が明確に示されたのは、この平成29年4月12日の国会答弁が初めてである。

- (2) 平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙37）においては、平成11年報告書の段階からそれが予定されていたとの記述はなく、逆の記述があること

その直前の、平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙37）においても、平成11年報告書の段階からそれが予定されていたとの記述はない（乙37・21頁参照）。

むしろ、「中間取りまとめ」（乙37）では、賠償負担金について、「本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分について、託送料金の仕組みを通じて広く全需要家に負担を求めるに当たっては、その額の妥当性を担保する措置を講ずる」「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。このため、競争上の公平性を確保する観点から、（中略）一定の制度的措置を講ずるべきである。」（乙37・21頁）などと、「平成11年当時から予定されていた」ということとは矛盾することが記述されている。

また、廃炉円滑化負担金についても、「発電、送配電、小売の各事業が峻別された自由化の環境下で、発電に係る費用の回収に託送料金の仕組みを利用することは、原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講ずる例外的な措置と位置付けられるべきである。」「発電に係

る費用については、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。」（乙37・24～25頁）と、これも、「平成11年当時から予定されていた」ということとは矛盾することが記述されている。

(3) 総合資源エネルギー調査会・電力システム改革小委員会・制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）の事務局取りまとめ資料の記載及び平成26年の国会答弁

総合資源エネルギー調査会・電力システム改革小委員会・制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）の事務局取りまとめ資料（乙20号証）において、経済産業省の事務局は、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」としている。

しかし、「平成11年報告書で電気の全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組み」とされていれば、平成25年の時点で、「必要ではないか」との問題提起型の文章とされることとはならないはずである。

乙20号証の記述自体、平成11年報告書において提言されていたとの判示とは整合しない。平成26年時点では、経済産業省としても、平成11年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組みとされていたとの認識ではなかったのである。

この点は、平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会における、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁においても、「基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するということとございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担すべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということとござい

まして、今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。」と述べている（第一審判決・50頁から51頁、乙58・37頁1段目）ことから明らかである。

「これについては必要に応じて検討していくということでございます」としているところからも、少なくとも、平成25年から平成26年の時点では、「平成11年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用が託送料金に含まれていた」ということとは矛盾する内容が、経済産業省の事務局作成資料や国会答弁で述べられているのである。

ちなみに、第一審判決においては、「第2 事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」において、「電力システム改革小委員会は、総合資源エネルギー調査会（経済産業大臣の諮問機関）の下に設置され、その作業部会である制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、『小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。』との提言をした（乙20【33頁】）」と記載し（上告人にて太字・下線）、さらに、同「e」において「上記dのような専門家の意見も踏まえ」と記載した（上告人にて太字・下線）が、乙20号証は、その体裁からして事務局が作成した、事務局提出資料にすぎず（乙20号証は、「事務局提出資料」と記載している）、「提言をした」事実もなければ、そのような「専門家の意見」が出された事実もない（経済産業省のホームページの記載

(甲24号証)。この点は、原判決においても、第一審判決の誤りを認め、「提言をした」との点、「専門家の意見」との点はいずれも削除されている。

(4) 小括

以上の通り、経過を正確に見れば、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金ともに、経済産業省としても、発電事業者が負担すべき費用であることが認識され、これを託送料金で回収することは、発電事業者間の公平な競争を害するおそれがあることも認識されていた。

他方、平成29年4月の経済産業大臣の答弁までは、「平成11年報告書の時点で、託送料金制度の制度趣旨に、電気の全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組みとされていた」との認識でもなかったのである。

平成29年4月の経済産業大臣の答弁に至る過程で、誰かが、事実と反するストーリーを作り上げた可能性がある。丁寧に事実をみるならば、その判断が誤りであることはわかったはずのものである。法律家として、そのようなレベルの誤りがなされたことは極めて残念である。原判決のこの誤りは重大であり、正されなければならない。

第4点 平成11年報告書のいう「公益的課題」の中に、賠償負担金や廃炉円滑化負担金が含まれるとした重大な法令解釈の誤り及び賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」だと解した重大な法令解釈の誤りと憲法41条違反の違憲

第1 平成11年報告書のいう「公益的課題」の内容についての解釈を誤り、平成11年報告書は賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこと

1 平成11年報告書に基づく「公益的課題」の内容

(1) 原判決の判示

原判決は、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」の解釈にあたり、平成11年報告書の記載を根拠として、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は託送料金の原価に含まれ得るとの解釈を展開した上で、賠償負担金や廃炉円滑化負担金もかかる「公益的課題」に含まれると解し、これらの費用が託送料金原価に含まれることは法の委任の趣旨の範囲内にあると判断する。

(2) 平成11年報告書は、そもそも、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこと

すでにみたように、平成11年報告書は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を、託送料金の原価に含まれ得るなどといったことは一言も言っていないし、法18条1項、同条3項1号の文理解釈からもそのような解釈はできない。また、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすることは、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも反するものである。

以上からして、そもそも、公益的課題のための費用であっても、それが一般送配電事業の固有のコストでない限り、託送料金の原価にすることはできない。

しかし、そもそも、賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、平成11年報告書において、公益的課題と考えられていない。原判決は、その点でも解釈を誤るも

のである。以下詳述する。

(3) 平成11年報告書における公益的課題

平成11年報告書は、電力小売自由化の制度設計にあたって、競争導入と並立すべき「公益的課題」として、以下の3点を掲げるにとどまる。

- ・ 供給信頼度の確保
- ・ エネルギーセキュリティの確保
- ・ 環境保全への対応

これらはいずれも、報告書において明示された「公益的機能」として、自由化制度の枠内で電力会社の給電指令や送配電ネットワーク運用を通じて担保されるべき課題とされているものである(23頁)。

原判決は、報告書に「公益的課題」の例示としてこれら3点が示されていることをもって、将来的に発生するあらゆる社会的課題を託送料金原価に含めることができるとの一般原則が示されていると解している。しかしながら、報告書にはそのような規範的定義や制度拡張を許容する記載は一切存在せず、具体的に対象としているのは上記の3類型に限定されている。

そもそも平成11年報告書は、発電事業者に送電ネットワークを開放することになったため、送電ネットワークの利用にかかる費用の回収スキームが必要となったことを背景として託送料金制度の必要性を措定し、「託送コストの公正回収原則」「事業者間の公平の原則」の二つを柱として料金の制度設計を行うべきことを示したように、あくまで託送制度にかかわる料金を念頭に提言をしている。原判決は、それを超えて、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言するとまで解釈するが、このような解釈は、報告書の文言及びその作成経緯から直接導かれないものであって、そのように読み込むことは、報告書自体の提言の範囲を超えるものであり、その限界を無視した裁判所による恣意的な解釈にほかならない。

また、平成11年報告書には、原子力発電所事故に起因する損害賠償費用や、

政策的判断に基づく廃炉費用といった個別かつ後発的な支出（いわゆる制度外・事後的費用）について、これを「公益的課題」として託送料金原価に組み入れるべきとする記載は一切存在しない。

したがって、これらの費用を公益的課題に含めることが報告書の趣旨に沿うとする原判決の論理は、報告書の記載に基づかない独自の価値判断によって法の委任趣旨を拡張するものであり、法令違反及び憲法41条違反の誤りがある。

2 拡大解釈において用いた電源開発促進税の位置づけこそ、国会で議論されており、本件もこれに倣うべきものである。

さらに原判決は、平成11年の国会審議において、「公益的課題」の代表例として挙げられた電源開発促進税に言及し、同税が託送料金の仕組みによって回収されていたことを根拠に、「電気事業に係る公益的課題に要する費用」一般が託送料金原価に含まれうるとの判断を示している（原判決10頁）。

しかしながら、電源開発促進税は、電源開発促進税法に基づいて国会の議決を経て創設された租税であり、その負担の正当性は、法律に基づいて国民が公平に分担するという財政民主主義の枠組みによって支えられている。すなわち、平成11年報告書がいう「公益的課題」の費用をすべての需要家が公平に負担すべきであるとしても、その手段として法律による課税措置が採られていたことが重要であり、電源開発促進税はまさにその典型例にあたる。

これに対して、本件の賠償負担金および廃炉円滑化負担金は、立法措置を経ることなく、経済産業省令等に基づき行政的に託送料金原価に算入されたにすぎず、その費用負担の在り方は、国会審議という正統な民主的手続きを経ていない点で、電源開発促進税とは制度的に根本的に異なるものである。

にもかかわらず、原判決はこの点を一切検討することなく、電源開発促進税が「公益的課題」として託送料金で回収されていた事実をもって、本件のような制度外・事後的費用にまで「公益的課題」の概念を拡張し、託送料金原価に含めることが許容されると解釈したのである。

平成11年報告書の文言に照らせば、電源開発促進税のように公益的課題の費

用を国民全体で公平に負担すべき場合こそ、法律による明確な課税根拠が設けられていたことが制度の前提であり、本件のような行政解釈のみに基づく負担措置は、むしろ報告書の構造から逸脱している。

したがって、原判決のように、かつては立法措置を要していた費用回収スキームを、今回は行政解釈のみで許容するという判断は、平成11年報告書を拡大解釈するものであり、電気事業法の委任の趣旨を超える重大な法令違反及び憲法41条違反となる。

3 小括

以上みたとおり、原審の「適正な原価」についての解釈は、平成11年報告書の記載及び「公益的課題」の議論範囲を超えて、裁判所において新たにまったく異なったものを含ませるものである。その際、原審は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることの立法意思が形成された根拠として、上述のとおり電源開発促進税を例に挙げるが、電源開発促進税は立法により制定されたものである。この点において、本件において議論されている本件算定規則に基づく賠償負担金や廃炉円滑化負担金の制定とは大きく異なるにもかかわらず、拡大解釈の根拠として用いている。

したがって、原審が採用する解釈は、国民にとって予測可能性のない事項を立法者意思に追加するものであって、電気事業法の委任の趣旨の範囲を逸脱する重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反となる。

第2 賠償負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではないにもかかわらず、そのように解した原判決の重大な違法

1 賠償負担金等が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に該当するとする原判決の判示

(1) 「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように

確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない」との原判決の判示

原審において、上告人は、賠償負担金等が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用に該当するか否かに関して、賠償負担金について、「原子力損害の賠償に関する法律（以下、引用部分などを除き、「原子力損害賠償法」という。）3条及び4条の規定からして需要家に賠償負担を課すことが認められない」から、賠償負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない」と主張した。

それに対し、原判決は、「原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないと定めているが、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示し（原判決11頁）、また、それに関連し「（原子力事業者は、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保する必要があることは否定できない。」と判示した（原判決12頁）。

(2) 「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との原判決の判示

上告人は、原審において、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることは、民事法上は全く根拠のない話である上、事故の原因者に事故防止のインセンティブを与えなくなることになるという多大な経済的非効率を生む

(2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・13頁)と主張した。

それに対し、原判決は、「電力の需要家を総体として捉える」という論理を持ち出して、「個々の需要家ごとに過去の原子力発電による電気の利用の有無を確認して需要家ごとに個別に託送料金を定めることは現実的に不可能であるから、託送料金の制度設計をするに当たっては、電気の需要家を総体として捉えざるを得ない」とした上で、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」(原判決13頁)と判示した。

- 2 「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との論理には、重大な法令解釈の誤りがあること

(1) 法令解釈の重大な誤り

しかし、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との論理には、重大な法令解釈の誤りがある。

- (2) 同法6条・7条の損害賠償措置額(1200億円)を超える損害の賠償に備える資金を確保すべき責任を負っているものは誰か。

第一に、上記論理は、原子力損害を生じる前に、同法6条・7条の損害賠償措置額(1200億円)を超える損害の賠償に備える資金を確保すべき責任を誰が負っているのかという点を完全に看過している。

すなわち、原子力損害賠償法は、3条及び4条において、原子力事業者のみ

が損害を賠償する責任を負うとし、さらに、6条以下において、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が準備すべきであることを明確にしている。

同法6条以下の規定は、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を準備すべきなのは、原子力事業者であることを明確にしている。原子力事業者は、原子力損害を賠償する責任を負う以上、想定される損害の賠償のために備えるべきであった資金を準備する責任も負う。

このことは、原子力事業者の賠償責任が、無過失責任とされ、不可抗力免責が成立する範囲も限定され（原子力損害賠償法3条第1項）、原子力事業者に重い責任を課している点（民法709条、710条参照）、原子力損害の賠償の責任主体は、あえて原子力事業者に限定されており（原子力損害賠償法4条）、国民が原子力損害の賠償を負担することは全く想定されておらず、むしろ忌避されている点からも明確である。

そしてさらに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「原賠機構法」という）が、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等を行うための仕組みを規定し、その業務の原資となる負担金の納付義務を原子力事業者に対してのみ課していることも以上を裏付ける（原賠機構法1条、第5章第2節）。

想定される損害の賠償のために備えるべきであった資金は、原判決がいうように、1200億円では不足であろう。その場合、原判決がいうように、「（原子力事業者は、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保する必要がある」のである。

しかし、まさにその資金の確保のために制定された原賠機構法は、上記の通り、その原資となる負担金の納付義務を原子力事業者のみに課しているのである。

- (3) 不法行為に基づく損害賠償の支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害

し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反すること

第二に、賠償負担金は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.4兆円を穴埋めするために負担を求められたものであり、福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるものである（毎日新聞2017年2月3日記事・〈論点〉原発賠償・廃炉費の転嫁（甲第20号証））。

実際、賠償負担金として、原子力発電事業者に渡された金員は、そのまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に渡され（原賠機構法38条）、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されている（原賠機構法41条）。

また、被上告人の経済産業省自体、平成29年における国会での質疑で、賠償負担金は、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されるとしている。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会で、経済産業大臣は、「福島の復興のため、福島の皆さんに必要な賠償金を支払う原資である」（平成29年4月5日衆議院経済産業委員会議事録39頁・甲第21号証）と答弁し、平成29年4月25日の参議院経済産業委員会でも、経済産業大臣は、「過去分の2.4兆円はこれ何らかの形で措置しなければいけない、そうでないと福島の皆さんへの賠償を貫徹ができない」（平成29年4月25日参議院経済産業委員会議事録29頁・甲第22号証）と答弁している。

原発事故の損害賠償責任は、その本質は、不法行為に基づく損害賠償である。不法行為に基づく損害賠償は、被害救済機能と並んで、事故の再発防止機能も有している。事故の再発防止機能という観点からみた場合、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である。その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。

「外部不経済によって生じる損害は、発生者に負担させる」原則は、事故防止投資の促進などの観点から効率的であることによる。この原則は、原子力損害賠償法が制定された1961年の6年後に制定された公害対策基本法（法律

昭和42年第132号)において規定され(公害対策基本法第22条)、経済協力開発機構(OECD)が1972年に提唱した、汚染者負担の原則(Polluter-Pays Principle)にも合致するものである(大島意見書(甲31の1・8頁)および2024年10月30日八田意見書(甲46・14頁))。なお、この原則は、公害問題における、外部費用の内部化を、法原則にまで高めたものと言える。その後、環境基本法では、汚染者負担原則は、37条において、原因者負担として承継されている。

不法行為に基づく損害賠償の支払いを、一般消費者に分担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらす、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構(OECD)のPolluter-Pays Principleにも反する。

以上の通り、原子力事業者(原子力発電事業者)は、原子力損害を生じさせる事故の損害賠償責任を完全にかつ唯一負っており、かつ、その事故に備えて資金を確保しておくべき責任を負っている。

その責任は、汚染者負担の原則、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能、経済学上の不効率を防ぐべく規定された国際原則のPolluter-Pays Principleに基づくものである。

原子力損害賠償法は、法律で、「原子力事業者(原子力発電事業者)が、原子力損害を生じさせる事故の損害賠償責任を完全にかつ唯一負っており、かつ、その事故に備えて資金を確保しておくべき責任を負っている」ことを規定している。

法律レベルでの特段の規定なくして、この原則に反することを省令で定めることは、憲法41条に違反するとともに、電気事業法、原子力損害賠償法の法令解釈を誤る重大な法令解釈の誤りである。

(4) 需要家に原子力損害賠償の責を負わせるものではないとの原判決の判示の誤り

原判決は、前述の通り、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収す

ることは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示する(上告人にて太字・下線)が、下線部は、完全な誤りである。

なぜなら、「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題」は、当然に「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が確保すべきかという問題」であり、また「事故が起きた場合の損害賠償金を誰に負担させるかという問題」を含んでいるからである。これらは切り離せない。

したがって、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金(の支払い)を需要家に負担させることは、原子力損害の賠償やその原資となる資金を需要家に負担させることになる。原子力損害の賠償やその原資となる資金(の支払い)を需要家に負担させることは、実質的には需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせることと同じである。

とりわけ、本件算定規則と本件施行規則は、託送料金制度の仕組みを利用して、需要家に「賠償負担金」を支払わせるものであるから、需要家に原子力損害の賠償の責めを現に実行させているのと同じである。

このようなことを認める本件算定規則と本件施行規則が、原子力損害賠償法及び原賠機構法と抵触することは明らかであり、そのような規定の制定を電気事業法18条1項が経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できるものではない。

そしてさらに特筆すべきことは、本件福島原発事故の被害者も当然「電気の需要家」に該当するのであるから、本件算定規則と本件施行規則は、福島原発事故の被害者にも、原子力損害賠償の原資(賠償負担金)を負担させる規定となっているという点である。これは正に原子力損害の被害者に賠償の負担を負わせ、実質的に支払いをさせるものであるから、著しく原子力損害賠償法及び原賠機構法に反する。

原子力損害賠償法も原賠機構法も、前記の通り原子力損害に対する賠償は原子力事業者のみが責任を負担し、かつその資金の準備をすべきことを規定しているのであるから、両法が、広く一般の電気需要者は言うに及ばず、原子力損害賠償の対象者である福島原発の被害者からも回収し、これを負担させることを許容していると解釈することは到底不可能である。原判決はこれをも許容する結論となっている点で、法律の解釈を大きく誤るものである。

以上を鑑みると、仮に原判決のように託送供給制度を、託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用を負担させるものとし、それを回収する仕組みであると解釈できたとしても（これが誤っていることは今までの第1点、第2点、第3点において論じてきたところである。）、賠償負担金が、原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために使用される金銭である以上、広く電気の全需要家＝国民に負担させるべき性質の費用とは言えない。また、その支払いを需要家に強いることは、原子力損害賠償法4条にも反する。

したがって、原判決が賠償負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に該当するとした判断には誤りがある。

- 3 「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との論理には、重大な法令解釈の誤りがあること

(1) 原判決の論理破綻 個人との関係を基礎とする近代市民法理と相容れない

しかし、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」という論理は、論理として破綻している。

第一に、本件では、契約関係において、金銭の支払い義務を課すという、権利義務の明確な変動をもたらすことを行いながら、その権利義務の変動を受容

させるに当たって、その個人個人については、理由がないかもしれないが、他の人々の多くに理由があるから、あなたも例外なく負担しなければならないとしている点である。

近代市民法論理は、個人個人との間の権利義務を定めるものであって、それを総体として把握するという論理とは全く相容れない。

原判決のいう、「総体」論は、近代市民法理からして到底認められないものである。

- (2) 過去の利益享受論で、適法なことについて、法律の定めなく覆すことはできないこと、法令の規定に従って正しく徴収されてきた料金について、それが安すぎたという一般的理由で、過去に遡って徴収することは、正当化されないこと

第二に、そもそも、過去に利益享受があったからといって、その利益享受が法律の規定に従って、適法に定められ、行われ、その対価が支払われてきたものについて、法律の特段の規定なくして、追加徴収することができるのか。

このような論理を許すと、例えば、国が誤って健康保険料を法令上安く設定しその定めに従って徴収してきたが、法令上の規定をするにあたっての計算ミスがあったので、法令を改廃して、過去に遡って徴収することができるということ認めることになる。

本件で問題となっているのは、法令の規定に反して誤って安く徴収されてきた料金の訂正をする問題ではない。法令の規定に従って正しく徴収されてきた料金について、それが安すぎたという一般的理由で、過去に遡って徴収するというものである。

法律不遡及の原則に反するものであって、正当性がない。

- (3) 平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、いかなる意味でも、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えず、総体論では徴収を正当できないが、それらのものにも負担をさせていること

どんなに電力の需要家を総体として捉えても、平成23年3月31日より以

降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えない。

すなわち、賠償負担金は、本件施行規則第45条の21の3において、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたものと定義するのだから、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えない。

その数は令和5年時点でさえ優に1000万人を超えている（厚生労働省・人口動態調査）のであるが、「過去」＝「平成23年3月31日以前」におよそ安価な原子力発電による電気を利用不可能なこれほど多くの国民からも、「安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた」と見なして賠償負担金を回収することは公平とは言い難く、正当化は困難である。

4 小括

以上の通り、賠償負担金は、不法行為に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反する。また、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

原判決は、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示するが、「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題」は、当然に「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が確保すべきかという問題」であり、また「事故が起きた場合の損害賠償金（の支払い）を誰に負担させるかという問題」を含んでおり、それらは切り離せない。原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために使用される資金を広く需要家から確保すると

言うことは、本来、原子力発電事業者が負うべき損害賠償義務（の支払い）を、広く電気の全需要家＝国民に負担させることになり、正当性がない。

さらに、「全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたから、原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、現在の全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との論理及びその前提としての「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。」との論理には、重大な法令解釈の誤り及び憲法違反がある。

すなわち、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることには正当性がなく、「総体」論は、近代市民法理と真っ向から反するものでもある。また、過去に法令に従って適法に料金を支払ってきた者に、何ら法律の規定なく、追加の負担をさせることは法の原則に反する。そして、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えないにもかかわらず、法律の定めなく、負担を強いられるのであって、それは明らかに重大な違法である。

以上の通り、賠償負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」と解することも、平成11年報告書のいう「公益的課題」に含まれると解することも、いずれも重大な誤りである。そのように解した原判決には、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

第3 廃炉円滑化負担金は、「送電に関する公益的課題」とは無関係であること

また、廃炉円滑化負担金は、「特定原子力発電事業者が受けた所定の承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金」とされている。

原子力発電工作物は、原子力発電事業者が事業を営むための本来的、基礎的な事業工作物である。その設置は、原子力発電事業者が当然負担すべきものであると同様に、原子力発電工作物の廃止に要する費用も、原子力発電事業者が当然

負担すべきものである。発電事業者は、事業を営むためには、必ず発電工作物を所有運営しており、その廃止も発電事業者が自らの責任と負担で行う。

廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用に他ならない。

その上、「原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないように措置された廃炉会計制度を継続する」ことも、「廃炉会計制度が、原発依存度の低減という国のエネルギー政策に沿って措置されたものであり、小売全面自由化においてもその政策に変わりがないことから、制度を継続する」であることも、「小売全面自由化の下でも原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成する」ことも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。

電力自由化のもとでは、発電事業者の費用は、発電事業者が負担することが、平成11年報告書の第二原則及び八田意見書のいう「電源費用自己負担の原則」（原則A）から導き出される。電力自由化を実現するためには、競争が公平である必要があり、そのためには、発電事業者に自社費用を全て自社で負担させなければならず、「発電費用自己負担の原則」が決定的に重要である。この原則の下でこそ、自社の費用を下げようとする動機が働くからである（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・19頁）。

そうすると、発電事業者の費用である、廃炉資金（廃炉円滑化負担金）を、需要家に負担させることはできないことになる。

以上の通り、本来、廃炉円滑化負担金は、発電工作物を廃止することであり、発電事業者の基本的な業務を実行することであるので、費用は発電事業者が負担すべきものである上、その目的とされているところも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。電力自由化のもとでは、廃炉円滑化負担金のような発電事業者の費用は、発電事業者が負担すべきで、そうしないと、競争の公平さが保てず、自社の費用を下げようとする動機が働かず、効率化により電力料金を下げるといふ、電力自由化の目的が達成できない。

原判決は、廃炉円滑化負担金が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業

に係る公益的課題に要する費用」である理由を示すことすらしておらず、廃炉円滑化負担金について、託送料金の原価として徴収することができるとする法的根拠は全く存在しない。

したがって、廃炉円滑化負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」と解することも、平成11年報告書のいう「公益的課題」に含まれると解することも、いずれも重大な誤りである。そのように解した原判決には、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

第5点 最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反すること 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であって、それは経済産業大臣に与えられた権限を超えることを看過した重大な違法と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

一審判決は「どのような原価等の算定方法などを定めるのが相当であるかの判断には、・・・専門技術的検討に加え、そのような検討を踏まえた政策的判断も要することから、これを経済産業省令に委任したというべき」「したがって、経済産業省令においていかなる原価等の算定方式を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、・・・経済産業大臣に、専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権が（ママ）認めている」（一審判決11頁）と判示しており、原判決も、この点はそのまま維持している。

2 最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反すること

最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）（以下、「泉佐野ふるさと納税令和2年判決」という。）は、以下の通り、専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項と立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄に分け、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄については、大臣に委ねたものと解することができないとし、専門技術的事項と、政治的、政策的観点から判断すべき事項で、委任の趣旨に含まれるかどうかを区別している。

委任の趣旨についてみると、地方税法37条の2第2項が総務大臣に対して指定の基準のうち募集適正基準等の内容を定めることを委ねたのは、寄附金の募集の態様や提供される返礼品等の内容を規律する具体的な基準の策定については、地方行政・地方財政・地方税制や地方団体の

実情等に通じた同大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当であることに加え、そのような具体的な基準は状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要があり、法律で全て詳細に定めるのは適当ではないことによるものと解される。

他方、本件指定制度の導入に当たり、その導入前にふるさと納税制度の趣旨に反する方法により著しく多額の寄附金を受領していた地方団体について、他の地方団体との公平性を確保しその納得を得るという観点から、特例控除の対象としないものとする基準を設けるか否かは、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄である。また、そのような基準は、上記地方団体について、本件指定制度の下では、新たに定められた基準に従って寄附金の募集を行うか否かにかかわらず、一律に指定を受けられないこととするものであって、指定を受けようとする地方団体の地位に継続的に重大な不利益を生じさせるものである。そのような基準は、総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事柄とはいえないし、状況の変化に対応した柔軟性の確保が問題となる事柄でもないから、その策定についてまで上記の委任の趣旨が妥当するとはいえず、地方税法が、総務大臣に対し、同大臣限りでそのような基準を定めることを委ねたものと当然に解することはできないというべきである。

この点を本件についてみると、託送料金の適正な原価の該当性について、一定の判断の余地があるとしても、託送料金が、強制的に小売電気事業者から徴収され、国民の権利義務に関することであっても、特別に、一定の判断権が認められているところからすると、それは、会計原則の範囲内で、専門技術的に、託送供給等の原価を定めていく部分について、生じうるものと解される。それは、同時に、「法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから」選ばれた者（法6

6条の7) からなる、電力ガス取引監視等委員会という「独立した」専門家(法66条の4) がチェックすることが可能なものであることによってその権限が裏付けられるものである。

これは、泉佐野ふるさと納税令和2年判決のいう、「状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある」ものでもある。

他方、それを超え、本来の意味での託送供給等に含まれない事項について、それを託送料金の原価とすることができるかどうかは、専門技術的に判断できるものでもなく、また、電力ガス取引監視等委員会という専門家が判断できることでもない。

また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要があるものでもない。

さらに、そもそも、平成11年報告書では安易に競争を制限する料金が導入されることを防ぐため、二つの原則が明示されている。その原則からしても、安易に競争を制限する料金が導入されることは、「送電に関する公益的課題」を超えて、明確な料金算定基準以外の政治的な要因を導入する場合に該当し、専門家の判断を超え、政治的な判断が要求される場合となる。

さらに、本件で問題となっている賠償負担金のように、原子力発電事業者が負担すべき損害賠償金の2.4兆円という金額をそれ以外の誰が負担(支払い)するか(賠償負担金)というものは、原子力損害賠償法3条及び4条の規定を実質的に改正するものであって、国会の立法(形式的意味での法律)によるべき必要の高いものである。

また、廃炉円滑化負担金のように、本来、原子力発電事業者が負担すべき廃炉に要する費用をそれ以外の誰かに負担させることができるか(廃炉円滑化負担金)というものは、専門技術性を超えたものである。

このように、送配電事業の能率的な経営の下での適正な原価を徴収するという託送料金制度の制度趣旨を超え、本来の意味での託送料金といえない、賠償負担金や、廃炉円滑化負担金を託送料金の原価とすることができるかは、専門技術的判断を超え、負担(支払い)の義務を負う国民の代表が議論する国会という場に

において、検討・決定されるべき事柄である。

まして、平成11年報告書の検討及び平成26年の国会審議において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金またはそれに類似するものを託送料金で徴収するという議論がされていない状況のもとにおいては、「授權規定の文理や立法過程における議論等から、国会がそのような判断をしたと明確に認められる」（最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（貝阿彌亮「泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決についての最高裁判所判例解説」、民事篇令和2年度（上）P.287））と言えない。

したがって、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に含ませ、託送料金として徴収できるとすることは、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」であるので、経済産業大臣への委任の趣旨を超えるものとなる。

実際、過去において、本来の意味での託送供給等に直接含まれない、離島供給や電源開発促進税は、法律によって定められ、託送料金の原価に特別に含まれることとされた。

他方、いままで見たところから明らかなように、賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、送配電事業に必要な原価ではなく、それを、送配電事業に含ませることは会計原則に反し、かつ、託送制度の趣旨もそうしたものを託送料金に含ませて徴収することは予定されていない。

そして、そもそも、賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない。賠償負担金について、需要家にその支払いをさせることは、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

そうしたものをどうしても、託送料金に上乗せして徴収したいとすれば、それは、政治的・政策的に立法者において判断する他ない事項であって、国会の議決（形式的意味での法律の制定・改正）を要する。

また、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から

判断すべき性質の事柄」についての判断であるので、経済産業大臣への委任の範囲を超えるものであって、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反する。

法律制定・改正という手続きを経ず、経済産業省令のみで、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払い義務を、小売電気事業者に課した、今回の施行規則及び算定規則の改正は、経済産業大臣への委任の範囲を超えるものであって、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法41条に違反するものである。それを、経済産業大臣への委任の範囲内であって、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法に違反しないとされた、原判決の判示は、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反し、重大な法令解釈及び憲法解釈の誤りがある。

3 国会「審議」があった事実はないこと

(1) 原判決の判示

なお、一審判決は、「国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた」（一審判決13頁）、
「国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収することの必要性等につき議論された」（一審判決13頁最後から14頁初めまで）として、あたかも、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、国会で正当性が裏づけられたかのような判示をしている。この点は、上告人の指摘にもかかわらず、原判決でもそのまま維持された。

しかし、この点をもって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を省令で課したことは正当化されない。

(2) 平成26年の国会答弁では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定されていないこと

第一に、平成26年の国会審議（電力全面自由化のための電気事業法の大幅な改正についての国会審議）においては、「システム改革の進捗に合わせまし

て、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということをございますけれども、基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するというございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担すべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということをございます。今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということをございます。」（平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会における、高橋泰三資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の37頁1段目）と政府答弁がされており、少なくとも、平成26年の時点では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定していなかった。

- (3) 平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものはなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされていること

その後、平成29年の国会での質疑においては、経済産業大臣が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいて、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」といった答弁をしているが、この答弁は、誤りであることは、本書面の第3点の「5」において詳述した通りである。

しかも、そもそも、平成29年においては、「託送料金によって賠償負担金（相当金）を回収する」あるいは「託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収する」といった電気事業法その他の法律の改正案が国会にかかったことはなく、そうした法案の審議がされたことはない。これをもって、国会審

議と表現することは不正確である。

さらに、平成29年の国会質疑では、以下のとおり、「賠償負担金を課すことは、今後原発を利用しない消費者に対する財産権の侵害に当たる」「託送料金で回収することにすれば将来青天井で託送料に転嫁され、それが国民に見えない形で実施されることとなるため、国民が知らないまま経産省の裁量で決定され、その結果、国民及び立法府をないがしろにすることになる」「賠償負担金を国会で審議すべきである」という意見が相次いでおり、到底、国会において、本件施行規則及び本件算定規則が承認されたという状況にはなかった。

「原発以外の電源を選んだ消費者の選択権の侵害ではないか。原発推進の責任を国民に転嫁する、まさに不当請求と言わなければならない。」

(真島議員 平成29年3月30日衆議院会議録4頁3段目・資料1)

「賠償の負担分については、税方式にするのか、託送にするのかという答弁があったが、やはり国民負担を求めるというのであれば、託送料も、ある意味で電気料金に事実上の税のようなものであり、国民への説明責任というプロセスのことを考えると、税の方がより公平公正で透明性が担保できる、国民への説明責任を含めて、やはり、過去分であるならば税による決定の方がより正しいのではないかと思う。」(近藤議員。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会議事録(甲21)の16頁3段目)

「過去分という考え方も問題があり、法律もなく何もなく、閣議決定で金の多寡を決めて、それを国民に付加するということは、この国の立法府のあり方をないがしろにしている。きちんと法律をつくられるなり法改正をされるなりして国民の負担を明らかにする。そのために私たちの国の憲法があり、法律があり、課税があり、あるいは負担があると思う。」(阿部議員。甲21の32頁2～3段目)

「とにかく経産省が、原発は公益的なんだ、国民全体が裨益してきたん

だと言ったらそのコストをどんどん上乗せできるという前例を今回つくろうとしているわけです。電気代は経産省の打ち出の小づちではありません。」（真島議員。乙33の28頁3段目）

「もう一つ、貫徹小委員会の中間取りまとめのパブリックコメントに約千四百件を超える意見が寄せられています。その圧倒的多数が、事故処理費用の託送料金へのつけかえなどに批判的あるいは反対の意見だった。このパブコメが出たのが二月六日なんですけれども、このパブコメで聞いている内容が、既に昨年十二月二十日に閣議決定されているわけです。福島復興加速化指針で、賠償費の過去分は広く需要家全体の負担にする、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行うと。これはおかしいと思いませんか、パブリックコメントよりももう何カ月も前に方針を決めちゃっているというのは。」（真島議員。乙33の29頁4段目～30頁1段目）

「今申し上げたパブリックコメントの扱いも含めて、消費者が契約の同意もしていない過去分を、国民の声も十分に聞かず、理解も得られないまま、あるいは、立法府の承認も経ずにこういうことを閣議決定とか経産省でどんどん決めていくというのは、私はどうなのかなと。やり方が違う。」（真島議員。乙33の30頁1段目～2段目）

「原発事故以降、原発由来の電力は使いたくないと新電力を選択した方々や、原発事故後に生まれた人たちへの費用の徴収を一体どうやって正当化するのか」（辰巳議員 平成29年4月17日参議院会議録4頁3段目～4段目・資料2）

「原発の電気は使いたくないということで新電力を選択した消費者や団体からの抗議の声が殺到をしています。さらには、専門家の方も、エネルギー政策の失敗から出た問題なのに、しかも送配電に起因するコストではないのに託送に転嫁することはおかしい、こういうやり方を続けていくと行政に対する信頼の低下を招くというふうに述べています。」

(岩淵議員。平成29年4月25日第193回参議院議事録(甲22)の28頁1段目～2段目)

「賠償過去分という新しいコストが発生したということになれば、法律でその定義、拠出義務者、拠出させる期間を明定しなければなりません。過去分を口実とした徴収はこれまで二回ありました。二〇〇〇年のいわゆる最終処分法、二〇〇五年のいわゆる再処理等積立金法ではそうしてきました。この公共料金にコストを転嫁するんだということであれば、範囲を法定化するのは当然です。」(岩淵議員。甲22の28頁3段目)。

最後に（総括）

以上の論点をまとめると、次のようになる。

第1点として、原判決は「その文言からして、『適正な原価』が『一般送配電事業を行うために必要な原価』に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）が、文理上、法18条3項1号は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と読み替えることができ、それに、法2条八号を考え合わせると、ここにいう「原価」は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金の原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」であることは明確である。

その意味で、原判決の判示は、法18条1項、同条3項1号の文理に反し、その解釈を誤った重大な違法があり、また、憲法41条にも反している。

第2点として、原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとしたが、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する、重大な法令違反及び憲法41条違反となる。

その上、算定規則は、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすること、すなわち、賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費にするという取り扱いを定めた点で、その違法の程度は、著しい。これは、原子力発電事業者の費用という、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまうことでもある。これでは、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報が提供できず、会計原則の根幹を揺るがす問題を発生させる。原判決は、こうした点

を完全に看過するものであって、その法令解釈の誤り及び憲法違反の重大さは極めて著しいものである。

第3点として、原判決は、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。これは、託送料金制度の制度趣旨を誤って解するという重大な法令違反及び憲法違反である。

したがって、原判決には、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、託送料金制度の制度趣旨を誤って解した点で、経験則に反した事実認定をし、誤った法令解釈をしており、重大な法令違反及び憲法41条違反が認められる。

第4点として、賠償負担金は、不法行為に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反する。また、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との原判決の判示は、本来、原子力発電事業者が負うべき損害賠償義務（の支払い）を、広く電気の全需要家＝国民に負担させる（支払わせる）ということを看過するものであって、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

さらに、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。」とし、「全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたから、原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、現在の全需要家から公平に回収することには、正当性がある」とも原判決は判示するが、この点は、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらなく、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることであり、また、「総体」論は、近代市民法理と真っ向から反し、さらに、過去に法令に従って適法に料金を支払ってきた者に、何ら法律の規定なく、追加の負担をさせることは法の原則に反し、そして、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えないにもかかわらず、法律の定めなく、負担（支払い）を強いるものであって、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

廃炉円滑化負担金も、本来、発電工作物を廃止するための費用であり、発電事業者の基本的な業務を実行することであるので、費用は発電事業者が負担すべきものである上、その目的とされているところも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。電力自由化のもとでは、廃炉円滑化負担金のような発電事業者の費用は、発電事業者が負担すべきで、そうしないと、競争の公平さが保てず、自社の費用を下げようとする動機が働かず、効率化により電力料金を下げるという、電力自由化の目的が達成できない。そもそも、原判決は、廃炉円滑化負担金が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」である理由を示すことすらしておらず、廃炉円滑化負担金について、託送料金の原価として徴収することができるとする法的根拠は全く存在しない。

第5点として、原判決は、政策的な観点からの一定の裁量権が経済産業大臣に認められるとしているが、これは、本件のように、人の権利義務に重大な影響を及ぼす事柄について、専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項と立法者におい

て主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄に分け、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄については、大臣に委ねたものと解することができないとした、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反する重大な法令解釈の誤りであり、憲法41条に反するものである。

賠償負担金のように、原子力発電事業者が負担すべき損害賠償金の2.4兆円という金額を需要家に負担させる（支払わせる）ものであって、原子力損害賠償法3条及び4条の規定を実質的に改正し、国会の立法（形式的意味での法律）によるべき必要の高いものや、廃炉円滑化負担金のように、本来、原子力発電事業者が負担すべき廃炉に要する費用をそれ以外の誰かに負担させることのように専門技術的判断を超えるものは、いずれも、送配電事業の能率的な経営の下での適正な原価を徴収するという託送料金制度の制度趣旨を超え、本来の意味での託送料金といえないのであるから、負担（支払い）の義務を負う国民の代表が議論する国会という場において、検討・決定されるべき事柄である。まして、平成11年報告書の検討及び平成26年の国会審議において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金またはそれに類似するものを託送料金で徴収するという議論がされていない状況のもとにおいては、「授權規定の文理や立法過程における議論等から、国会がそのような判断をしたと明確に認められる」とも言えない。

したがって、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に含ませ、託送料金として徴収できるとすることは、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」であるので、経済産業大臣への委任の趣旨を超えるものとなる。それを、経済産業大臣への権限には、政策的判断も含まれるとした上で、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払いを経済産業省令で課すことは、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法に違反しないとした、原判決の判示は、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反し、重大な法令解釈及び憲法解釈の誤りがある。

以上より、原判決には、複数の最高裁判例に反し、重大な法令解釈を誤った違法及び憲法41条違反が認められるので、原判決を破棄し、更に相当の裁判を求めるものである。

以 上

官報

号外

平成二十九年三月三十日

○第九十三回国 衆議院会議録 第十四号

平成二十九年三月三十日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣世耕弘成君。

〔国務大臣世耕弘成君登壇〕

○国務大臣(世耕弘成君) ただいま議題となりました原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約六年が経過する中、福島復興再生を一層加速していくため、昨年末に原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定し、必要な対策の追加、拡充を行うこととしました。

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は、福島復興再生の大前提であります。本基本指針に基づき、東京電力が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、長期にわたる巨額の資金需要に対応するための制度を国が整備し、廃炉の実施をより確実なものとしていく必要があります。

施を確保すべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対し、廃炉に必要な資金を、毎年度、国の認可法人である原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てる義務を課します。

第二に、積立金の額は、同機構が、廃炉の実施に関する長期的な見通し等を踏まえて定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととします。

第三に、事故炉の廃炉を行う原子力事業者は、廃炉作業に充てるため積立金を取り戻す際には、同機構と共同して取り戻し計画を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないこととします。

第四に、主務大臣による積立金の額の認可等に当たり、必要な場合には、国の職員または機構の職員が、事故炉の廃炉を行う原子力事業者の本社や廃炉作業の現場に立入検査を行うことを可能とします。

以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。北神圭朗君。

〔北神圭朗君登壇〕

○北神圭朗君 民進党の北神圭朗であります。ただいま議題となりました原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案について、民進党・無所属クラブを代表して、経済産業大臣に質問いたします。(拍手)

東日本大震災の悲劇が我が国を襲ってから、はや六年たちました。まことに残念なことながら、復興はまだまだ道半ばであります。いまだにふる

さとに帰ることができない方々が、現時点で約五・六万人もおられます。こうした中で、復興に最も重くのしかかる課題の一つが、東電福島原発事故の後処理であります。

事故の処理に費用については、これまで想定されていた二兆円が八兆円となりました。これまでの仕組みではお金が足りません。

今回の法案は、より廃炉を着実に進めるために、東京電力ホールディングスに対して、必要なお金を機構に積み立てる義務を課すものであります。

具体的には、廃炉等は引き継ぎ東電の責任とし、毎年廃炉費用三千億円をみずから捻出しなさいというものであります。これに加えて、賠償費用二千億円もあり、東電が毎年負担しなければいけない費用は、合計で五千億円となります。

ここ数年の東電の経常利益が四千億円程度で、廃炉が最低でも三十年、四十年もかかる中で、本当に五千億円もの金額を確保できるのか、実に心配であります。

だからこそ、東電を改革して、さらに利益を上げるんだと言われても、結論ありきの論文は誰にでも書けます。三、四十年の間には景気の変動もありません。四十年後に労働力人口が四割減るといふ政府の試算もあります。よほど生産性が上がらなければ、経済成長率そのものが低下することになります。

そこで、まず、東電改革については、東京電力一F問題委員会という有識者会合が具体策を示しております。

その第一段階としては、経営合理化により年間五千億円捻出するとしておりますが、具体的な内容については大臣に伺います。

第二段階としては、柏崎刈羽原発の再稼働で年間一千億円生み出すことになっております。しかし、立地自治体、とりわけ新潟県知事の方針もあります。加えて、同原発免震棟の耐震性をめぐる東電の対応で、地元は不信感を募らせています。

こうした中で、当然のように再稼働を前提に、東電が廃炉費用を生み出すとするのは、やや首をかしげざるを得ませんが、大臣の真意をお聞きします。

第三段階としては、送配電と原子力の分野で他社と共同事業体を設立するとしております。具体的にどういうことを考えているのでしょうか。また、これによりどのくらいの効果を見込んでいるのか、大臣にお聞きします。

なお、送配電事業の再編統合も検討されるようでありまして。しかし、余り国や機構が再編統合に介入してくると、ほかの電力会社が、自分たちも、結果として廃炉費用の負担をさせられるのではないかと疑って、かえって引いてしまうという声も聞いております。本来は、民間企業同士、お互い利益のある形で再編統合を進めるべきだと考えますが、大臣の見解をお聞きします。

以上の東電改革により、三、四十年もの長きにわたって、毎年毎年相当な利益を上げることができると、そこから年間三億圓、賠償費用を加えると五億圓のお金をひねり出すことができるんだという自信は、一体どこからくるのでしょうか。来年の景気すら誰にも予測がつかないのに、このように四十年間にわたり民間企業について超長期的見通しを立てること自体、非現実的ではありませんか。大臣の見解を伺います。

いずれにせよ、どんなに希望的観測の上に希望的観測を積み上げたとしても、現実はいささかおりにはいきません。東電の幹部の、今までの負担を上回る資金を継続的に出していくのは厳しいとの嘆きを新聞紙上で拝見いたしました。これは率直な思いでありましょう。

そこで、お尋ねしますが、こうした中で、今回、東電が八兆円負担することが確定したのであれば、この時点で、東電は債務超過に陥り、継続企業として認められないという判断になるのか、大臣、企業会計上の常識ではないでしょうか。他方で、廃炉費用八兆円の試算については、機

構の責任において評価したものではない、また、経済産業省として評価したものではないと明記されています。ということは、機構も、政府も、この廃炉費用の試算の責任をとらないということなので、どうでしょうか。大臣のお立場を聞かせてください。

また、国は東電の筆頭株主でもあります。東電の企業価値を上げて、株主への配当をふやすことが本来の使命でもあります。誰も責任をとれないあやふやな数字に基づいて毎年三億圓もの負担を義務づけられることについて、ほかの少数株主にどう説明するのか、大臣の考えを伺います。

つまり、東電に負担を義務づける行政としての国の立場と、筆頭株主としての国の立場との間に利益相反があるのではないのでしょうか。その結果として、東電の少数株主への配当が不当に減るといふ不利益が生じてしまうことに対して、大臣の見解をお聞きします。

確かに、本法案ができた当初は緊急事態でありました。事故の全貌が見えない中、東電が当事者意識を持って全面的に責任を負うのはやむを得なかったと思えます。過去のことをとやかく言うつもりはありません。私は至って前向きな男でございます。しかし、今回の事故は前代未聞の規模と性質のものであり、今回、廃炉費用が四倍膨張したように、今後さらさら膨張する可能性は十分あります。

具体的な条文で申し上げれば、第五十五条の四第二項で、廃炉のために東電が積み立てなければいけない金額は次の二つの条件を満たすことが求められています。

一つは、廃炉を適正かつ着実に実施するために十分な金額であること、もう一つの条件は、電気安定供給のための東電の事業の支障とならない金額、または電気消費者に著しい負担を及ぼすおそれのない金額であることと規定されておりま

しかし、廃炉の見通しが極めて不透明である中で、この二つの条件が両立しない可能性は高いと言わざるを得ません。東電の収支が悪化する場合も考えられます。あるいは、廃炉費用がさらに膨張することも考えられます。さらには、東電の収支が悪化し、かつ、同時に廃炉費用が膨張することも十分考えられます。

こうした場合に、消費者に著しい負担を求めなければ、東電の収支が悪化し、その電力事業が破綻することは容易に想定できます。大臣、こうした二つの条件が両立しない事態は絶対に起こらないと言い切れますか。お答えください。

そもそも、法案で言う著しい負担とは具体的にどの程度のものでしょうか、はっきりさせる必要があります。まず、毎年三億圓負担をすることで、東電管内の電気料金ほどのくらい値上げされるのか。これは、経営合理化によって本来値下げすべきであるにもかかわらず、すなわち消費者への実質負担も含めてお聞きします。電気料金といえども、これはいわば税負担と同じ国民負担であり、当然、このくらいの試算はしてあるでしょう。

次に、電気料金が何割増しになれば著しい負担とみなされるのでしょうか。これも実質負担を含めて大臣にお聞きします。以上、申し上げたいのは、東電が、事実上、電気料金への転嫁により廃炉費用を捻出するといふ、隠れみの的徴税機関のようなやり方には、かなり無理があるのではないかと、いうことでもあります。

本法案においては、ただいま申し上げた二つの条件が両立しない場合、国が足りない部分を支援するという規定があつてしかるべきでしょう。そうでなければ、法律本来の目的である廃炉の適正かつ着実な実施のための仕組みとしては完結しないのではないのでしょうか。大臣の答弁を求めます。

確かに、原発村と戦うという姿勢は受けがいいでしょう。また、あからさまな税負担よりも、電気料金で負担を求める方が財政の底先をきれいに掃除できるのかもしれない。国民の反発が少くないのかもしれない。さしずめこれは、取りやすいところから取るという政府の隠れたる租税原則の応用編だということなのでしょう。

しかしながら、福島県を初め、東日本の復興を一番に考えると、財源の心配なく、一日でも早く廃炉を実行することが国家の責任というものではないでしょうか。これは私一人の意見ではございません。国の責任のあり方を検討すべきだということとは、衆参両院の附帯決議にもたびたび示されてきた国会の意思でもあります。もうかれこれ五年以上たちますが、この間、政府は一切何を検討してきたのでしょうか。大臣の答弁を求めます。

いずれにせよ、今回の仕組みでは、百歩譲つても、廃炉費用がぎりぎり確保できるかできないかの綱渡りだと言わざるを得ません。こうした中で、廃炉作業は、効率よくかつ効果的に進める必要がございます。そのためには、現場の皆さんが強い責任感を持って、やる気と創意工夫を発揮し、無駄を極力省くことが極めて重要であります。

ところが、私の耳には、国や機構がどうしても東電の経営陣との対話に偏つてしまつて、という現場からの叫び声が届いています。また、東電の中の部署部署によつて、廃炉事業の情報や認識が共有されていないことから、必ずしも一体感が生まれていないという憂慮の声も上がつています。

大臣におかれましては、ぜひとも、上層部だけではなく、現場の皆さんとも積極的に意思疎通を図り、特に人材確保を含めた労働環境の改善を図っていただきたいと思えます。また、組織の統制の弊害を取り除くための指導もあわせて求めます。いかがでしょうか。以上、福島第一原発の廃炉は、東日本の復興と

いう大目的を踏まえれば、最後は国家の責任であります。したがって、廃炉費用の負担のあり方については、つらくても、厳しくても、批判が巻き起こっても、現実を直視し、ただただ廃炉まっしぐらに突き進むべきであります。

さらには現場の皆さんが丸となってこの戦に臨めば、必ず勝利を得られると確信しております。世耕経済産業大臣の今後の御英断を強く期待して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○国務大臣(世耕弘成君) 北神議員にお答えをいたします。

まず、東京電力改革・一F問題委員会、いわゆる東電委員会が提言された内容と再編統合の進め方についてのお尋ねがありました。

御指摘の東電の改革ステップについては、第一段階は、現段階の年間〇・四兆円の収益水準を、送配電コスト改革を初めとするさらなるコスト削減により年間〇・五兆円にしておくことで、廃炉や賠償に係る資金の確保を着実に進めていくことが期待をされております。

第二段階の柏崎刈羽原発の再稼働については、これは、第一段階の廃炉、賠償に係る資金の確保をより確実なものにすることに資するものであり、東電としては、信頼回復を前提としてしっかりと対応していくことが必要です。

第三段階は、企業の価値を向上させていく段階です。ここでは、送配電事業や原子力事業において共通する課題を解決するため、他の電力会社との間で共同事業体を早期に設立し再編統合を目指すことを想定しておりますが、今後、再編統合を具体化していく中で、御指摘の定量的な効果が見込まれることになろうかと考えています。

改革を実現するまでには相当な時間を要しますが、福島への責任を果たす観点から、腰を据えて、より長い時間軸の中で粘り強く取り組むことが必要であり、その観点から収益の見直しを立てることも必要なことであると考えております。

再編統合については、御指摘のとおり、再編当事者同士で、お互いに利益のある形で進めるべきものであり、東京電力としては、他の電力会社から事業に対等に取り組み得るパートナーであるとの信頼を勝ち取るよう努力することが必要であると考えております。

福島第一原発の廃炉費用についてお尋ねがありました。福島第一原発の廃炉は、世界にも前例のない困難な作業です。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針や工法が決定されておらず、そうした中で廃炉に要する資金を具体的にかつ合理的に見積もることは非常に困難です。

今回お示しした八兆円という数字は、廃炉に要する資金の全体像が見えない中でも、東電改革の具体的な姿や廃炉に要する資金に係る制度整備の検討を進める上で一定の規模感を示す必要があったため、廃炉に関する専門的知見を有する原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、有識者へのヒアリング結果をもとに、現時点で最新の情報に基づき、一定の蓋然性を有するものとして機械的に算出されたものです。したがって、当該金額が債務として認識され、債務超過となることはないと考えています。

このように、この数字は、具体的かつ合理的に見積もることが難しい中で、責任を持って東電改革等に関する議論を進めるために必要な数字であって、責任をとるかたらないという性質のものではないかと考えております。

国が東電の筆頭株主であることに關してのお尋ねがありました。昨年十二月に閣議決定した原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針において国と東京電力の役割分担を整理したとおり、東京電力は、賠償や廃炉を含む福島への責任を貫徹するため、電力自由化に伴う競争環境下においても、株式価値の向上も含め必要な資金を確保していくことと

なっております。決して簡単ではありませんが、東京電力は、今後、東電委員会で示された、従来の発想にはない非連続な経営改革を、新・総合特別事業計画の改革に反映させ、取り組んでいくこととなると考えております。

御指摘の少数株主についても、事故を起こした東京電力の株主である以上、その責任を果たしていただくことが必要であり、東京電力としていくべきであると考えております。

また、国としては、必要な環境整備を行いつつ、東京電力による新たな計画の着実な履行を促していくべき立場にあり、利益相反というのは当たらないと考えております。

廃炉等積立金に係る二つの条件についてお尋ねがありました。まず、福島第一原発の廃炉は、世界にも前例のない困難な作業であり、現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針や工法が決定されておらず、廃炉に要する資金を具体的に合理的に見積もることが困難である中、御指摘の状況が絶対に起らないと言いつけることはできません。

他方、だからといって対応しないということではなく、廃炉を着実に実施していく観点から、現時点で可能なことはあらかじめ対応していくことが国としての責務と考えます。

廃炉に要する資金を見積もることが困難な中で、御指摘のような実質負担も見積もることは困難ですが、いづれにせよ、今回の措置による既送料金の値上げや電気料金の値上げは想定しておりません。廃炉に要する資金は、グループの総力を挙げた経営合理化によって捻出されるものと認識をしております。

また、御指摘の、著しい負担を何割増しといった定量的な形でお示しすることは困難ですが、国民生活及び国民経済に重大な支障が生じるおそれのない範囲で負担を求めると考えております。

なお、国が足りない部分を支援するという規定が必要との御指摘については、現段階において、そういった措置を想定することで、東京電力の改革の速度を緩めるようなことになってはならないと考えております。

国の責任のあり方の検討についてのお尋ねがありました。平成二十三年八月に成立した原賠機構法附則及び法案成立時の附帯決議において、原子力損害賠償に係る制度における国の責任のあり方等について、法施行後できるだけ早期に検討を加え、原子力損害の賠償に関する法律の抜本的見直し等の必要な措置を講ずることとされております。

これらを受けて、現在、内閣府原子力委員会のもとに設置された原子力損害賠償制度専門部会において、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるため、原子力損害賠償制度の見直しに關して、専門的かつ総合的な観点から検討が行われているものと承知をしております。

また、福島第一原発の事故に係る賠償、廃炉の対応については、東電が最後まで責任を持って行うという大原則を踏まえつつ、その上で、福島復興再生を一日も早く実現するため、国も前面に立つて適切に対応していくこととしております。

予算面でも、中間貯蔵施設費用に相当する金額については、エネルギー対策特別会計からの資金交付を行うとともに、廃炉・汚染水対策のうち、技術的難易度の高い研究開発に対する財政措置等を講じてきております。

廃炉作業に關して、現場との意思疎通や労働環境の改善等についてお尋ねがありました。御指摘のとおり、廃炉事業を着実に進めていくには、現場の一人一人の行動と努力が欠かせません。私自身、就任直後に福島第一原発の現場を訪問し、働いておられる皆様を激励させていただきました。

平成二十九年三月三十日 衆議院會議録第十四号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する真島省三君の質疑

した。加えて、高木副大臣が三カ月一度程度現場を視察し、直接意思疎通を行っております。今後もこうした取り組みを続けてまいります。

また、廃炉を担う人材確保のため、東京電力は、工事の発注期間を長期化するなどの工夫を行っております。作業環境の改善についても、構内の約九割で一般作業服での作業が可能になるなど、作業員の負担軽減が進んでいます。

組織の縦割りの弊害を取り除くためには、東電も含めた多様な主体が、原賠機構の監督と支援のもと、最適な事業体制を構築していくことが重要です。

東京電力が不断の取り組みを行っていくよう、国としてもしっかりと指導してまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(大島理森君) 真島省三君。

〔真島省三君登壇〕

○真島省三君 私、日本共産党を代表して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法改正案について質問します。(拍手)

福島では、今なお八万人近い県民が避難を強いられ、関連死が直接死の一・三倍となるなど、深刻な被害が続いています。

三月十七日の前橋地裁判決は、東京電力の責任について、経済的合理性を安全性に優先させたと評されてもやむを得ないような対応で、特に非難に値するとし、また、国に対しても、規制権限を行使すれば事故を防ぐことは可能であり、違法だと厳しく指摘しました。世耕大臣は、この司法判断をどう受けとめますか。

この間、加害者である東電は、事故処理と賠償の責任を果たしてきたのでしょうか。

東電はこれまで、原賠機構法の枠組みのもとで、機構から七・一兆円もの資金交付を受け、それを特別利益として虚構の黒字決算をつくり出してきました。国が機構を通じて何度でも資金援助を行い、決して債務超過にさせない、この仕組み

の検証と総括をまず行うべきです。本法案は、東電に廃炉費用の積み立てを義務づけるものですが、結局、東電救済と際限ない国民負担にしかありません。

大臣、過酷事故は起きないと安全神話を振りまき、原発を推進した歴代自民党政府の誤りを認めますか。その上で、東電を破綻処理し、一時的に国有化すること、資産を売却し、経営陣や株主、メガバンクなど貸し手の責任を問うべきです。さらに、原発で莫大な利益を得てきた原賠利益共同体にも応分の負担を求めてこそ、国民負担を最小化できるではありませんか。答弁を求めます。

事故処理費用が二十一・五兆円と倍になったこと、多くの国民が驚きました。この巨額の費用を見積もったのが、経産省に設置された東電委員会です。そのメンバーは財界人中心で、原発事故被害者も福島県民の代表も参加していません。非公開の議論で国民に負担だけ押しつける、このやり方に大きな批判が巻き起こるの は当然です。

東電改革提言が言う事故処理費用について伺います。果たして、二十一・五兆円で済むのでしょうか。

世耕大臣、八兆円の廃炉費の試算額を保守的な数字と言いつつ、試算の根拠である機構の有識者ヒアリングを、経産省も機構もみずから評価していないとはどういうことですか。廃炉費はスリーマイル島事故の五十倍程度、東電が積み立てた額が正確な廃炉費用、こういう大臣の答弁を見る限り、実に無責任な数字だと言わなければなりません。

溶け落ちた核燃料の状況さえつかめず、汚染水も完全にコントロールされているどころか、対策の切り札として国費を投じた凍土遮水壁の効果はあらわれておりません。汚染水対策やデブリ取り出しが難航すれば、その費用がさらに膨らむのではありませんか。

そもそも、法案が言う廃炉では、デブリ取り出しの先の作業をどう想定していますか。廃炉費の八兆円にその額も含まれていますか。

福島の方々の苦しみや青天井の事故処理費用を直視しても、なお原発は低廉な電源だと言えるんですか。原発を安いベースロード電源としたエネルギ基本計画は見直すべきです。明確な答弁を求めます。

提言が示す三段階の東電改革の中身も看過できません。

第一段階とされているのが、送配電コスト改革による廃炉、賠償費用の確保です。送配電事業の合理化により捻出した費用を機構に積み立て、廃炉費に充てるとしていますが、経営合理化で生み出した利益は、電気料金引き下げの原資とすべきです。消費者に還元しないのは、実質的に値上げと一緒です。発電コストである廃炉費用を託送料に転嫁することは、発電電圧を分離した電力システム改革の趣旨と目的に反するものではありませんか。

さらに、提言は、原子力賠償制度の不備による賠償費の不足分二・四兆円を、今後四十年間、消費者に請求するとしています。そもそも、二・四兆円の根拠は何ですか。過去分を新電力に負担させることは、原発以外の電源を選んだ消費者の選択権の侵害ではありませんか。原発推進の責任を国民に転嫁する、まさに不当請求と言わなければなりません。

東電改革の第二段階で、柏崎刈羽原発再稼働を東電再建の柱だとしていることも重大です。再稼働反対の民意は、どの世論調査でも揺るがぬ多数です。昨年十月の新潟県知事選挙では、再稼働に反対する米山隆一知事が誕生しました。

大臣、民意に反する再稼働は中止し、福島第二原発の廃炉を直ちに決断すべきではありませんか。

東電改革の第三段階とされているのが、電力、原子力事業の再編統合、原発輸出と廃炉ビジネス

による株価の向上です。しかし、東電の株価を四、五倍に引き上げるなど、まさに机上の空論です。

東芝の子会社ウエスチングハウスが、福島事故後の安全規制強化でコストが膨らみ、巨額の損失を出して債務超過となり、米連邦破産法の適用申請をしました。

世耕大臣、三月十六日の訪米の際、ロス商務長官らとの会談で、東芝の再建問題について、日米両政府で緊密に情報交換することを合意したと報道されています。一体、ウエスチングハウスをめぐって、日米でいかなる協議をされたのですか。報告をお願いします。その合意をもとに、政府主導の原発延命のための業界再編を加速しようというのですか。

麻生大臣、来月にも始まる日米経済対話には、共同での原発売り込みが盛り込まれています。脱原発の流れや世界の原発市場の縮小は明白です。原発輸出はきっぱりやめるべきです。明確な答弁を求めます。

最後に、原発は、事業者すら事故処理費用を賄えない究極の高コスト電源です。記録的猛暑の夏も、原発なしで電力を賄えました。動かせば、処理できない核のごみをふやします。原発再稼働路線は完全に破綻しています。

省エネと再生可能エネルギーを中心とした、原発ゼロの日本への転換を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣世耕弘成君登壇〕

○國務大臣(世耕弘成君) 真島議員にお答えをいたします。

東京電力の福島第一原発事故への責任及び前橋地裁における判決の受けとめについてお尋ねがありました。

東電による福島第一原発事故に係る事故処理や賠償の対応については、事故の当事者である東電が最後まで責任を持って行うという大原則のもの

と、これまで対応がなされてきたものと認識をしております。

また、先日、前橋地裁における福島第一原発の事故に関する訴訟の判決については、裁判所の事実認定及び判断に国の見解と異なる点がありまして、本日、控訴したところであります。

原発の安全神話と原賠機構法の枠組み等についてお尋ねがありました。

まず、政府及び原子力事業者がいわゆる安全神話に陥り、過酷事故への十分な対応ができず、福島第一原発事故を防ぐことができなかったことへの反省は、いつときたりとも忘れてはならないと考えています。

その上で、東電を法的に整理すべきかどうかという点については、震災直後にも大きな論点になりました。

当時も東電を法的整理すべきという選択肢も検討されましたが、被災者、被災企業への賠償や廃炉の停滞への懸念、これを強行すれば国みずから賠償や廃炉を行うこととなり、結果として東電の責任が消滅する点、破綻処理に伴う首都圏の電力安定供給への懸念などから、東電を法的整理せず、交付国債を原資とした機構による資金交付を通じて賠償の支払いを支援し、東電は迅速かつ適切な賠償、着実な廃炉、電力の安定供給、経営合理化といった責任を全うすべく、抜本的な経営改革を行うという方向となった経緯があります。

現段階においても東電はその責任を果たしている途上であり、引き続き原賠機構法の枠組みにおいて対応していくことが必要であるとともに、東電を法的整理するのではなく、東電が経営改革により企業価値を上げながら福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが国民負担の最小化につながることを考えています。

東京電力改革・1F問題委員会、いわゆる東電委員会についてお尋ねがありました。

東電委員会は、東京電力という企業の改革のあり方に関して有識者の意見をお聞きするため、事

業再編や企業再生にも深い知見や経験を有する経営者等の方々にも参画をお願いし、経済産業省設置法に基づき、大臣である私が設置した機関であります。また、その検討内容が個社の経営問題に直結することもあり、会議自体は非公開の扱いとしましたが、議事の概要及び資料を原則公開するとともに、委員長から、毎回終了後、長時間にわたって丁寧な記者ブリーフィングを行ってまいり、今後も引き続き適切な対応を行ってまいります。

福島第一原発の廃炉費用についてお尋ねがありました。

福島第一原発の廃炉は、世界にも前例のない困難な作業です。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針や工法が決定されておらず、そうした中で、廃炉に要する資金を具体的に合理的に見積もることは非常に困難です。

他方、東電改革の具体策や廃炉費用に係る制度整備の検討を進めるに当たっては、廃炉費用について一定の規模感を示す必要があったため、廃炉に関する専門的知見を有する機構に依頼し、機構において、有識者のヒアリング結果をもとに、最新の情報に基づき、一定の蓋然性を有するものとして機械的に算出したものであり、現時点で上振れることは想定しておりません。

今後、デブリ取り出しを含めて、廃炉に少なくとも三十年から四十年を要することが想定される中で、将来的に、必要となる資金が見通せるようになつてくれば、その時点で追加すべきものは追加するものと考えています。

また、燃料デブリについては、まずは取り出しを行い、安全に保管した上で、次の処理、処分方法については、燃料デブリ取り出し開始後に決定することとしております。

デブリ取り出し後の処分費用については、今回の試算では、燃料デブリ取り出し以降に生ずる廃棄物の処分は含まれていないとされており、デブリ取り出し後の処分費用は含まれていないと認識をしていきます。

原発のコストについてのお尋ねがありました。

直近の発電コスト検証では、賠償や除染、中間貯蔵等の事故リスク対応費用、追加安全対策費用、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等の政策経費などを全て含んだ試算を行っており、原子力の発電コストとして、キロワットアワー当たり十・一円以上という結果を得ています。

また、当該試算の際に、あわせて、事故対応費用が将来仮に増加した場合の発電コストへの影響を機械的に算出することができるよう感度分析を行っており、いわゆる東電委員会においても、福島第一原発事故関連費用が一兆円増加した場合、事故リスク対応のための発電コストは、キロワットアワー当たり〇・〇一から〇・〇三円増加するという試算を提示しているところであります。

その試算に従いますと、仮に福島第一原発事故関連費用が十兆円増加した場合には、原子力発電の発電コストはキロワットアワー当たり十・二から十・四円となり、福島第一原発事故の賠償費用等を勘案したとしても低廉な電源だと考えられます。

エネルギー基本計画については、エネルギー政策基本法において、三年ごとに検討を加え、必要があるときこれを変更するとされており、法律上検討する時期にきていることから、今後、エネルギー情勢の変化などを見きわめながら、現在の計画の見直しの要否も含め幅広く検討を加えていきます。

廃炉費用と賠償費用に係る措置についてお尋ねがありました。

東電は、グループの総力を挙げて廃炉費用を負担すべき立場である中、現行制度上、送配電事業による合理化分を値下げ以外に活用することが認められていることを踏まえ、発電事業や小売事業に合理化を求めるとともに送配電事業にも合理化を求めるとあって、廃炉費用に係る今回の措置は、発送電分離に逆行するものではありません。

むしろ、こうした制度によって、東電グループに対して合理化を求めるとして、国民負担の増加を極力抑えることに資すると考えています。

賠償に関する今回の措置は、福島原発事故以前、原賠機構法が措置されていなかったことから生じた賠償への備えの不足分をどう手当てすることが適当かという問題への対応であります。

制度がなかったことにより、賠償への備えの不足が生じてしまったことについては、政府として真摯に反省しつつ、福島復興を支えるという観点、また、当時、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた差額があることなども勘案し、全ての消費者から公平に回収させていたいただきたいと考えています。

また、託送料金で回収する金額の規模は、現在の一般負担金の水準をベースに、一キロワット当たりの単価を算定した上で、これを前提に、二〇一〇年度までの原子力発電所の毎年度の設備容量等を用いて算出した金額から、回収が始まる二〇二〇年前の二〇一九年度末時点までに納付した、または納付することになると見込まれる一般負担金の合計額を控除した二・四兆円とし、これを上限とする。昨年十二月に閣議決定した福島復興指針において明記しております。

柏崎刈羽原発の再稼働と福島第二原発の扱いについてお尋ねがありました。

原子力規制委員会については、高い独立性を有する原子力規制委員会によって、科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた場合のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるといのが政府の一貫した方針です。

御指摘の柏崎刈羽原発については、東京電力において、原子力規制委員会による安全審査にしっかりと対応することはもとより、過去の企業文化と決別し、地元の方々への丁寧な説明を含め、国

平成二十九年三月三十日 衆議院會議録第十四号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する真島省三君の質疑

議長の報告

民の信頼を取り戻すべく努力することが極めて重要と考へております。

また、福島第二原発については、福島県の皆様
の心情を察すると、これまで新規制基準への適
合審査を申請している他の原発と同列に扱うこと
は難しいと認識しております。まずは、東京電力
が、地元の皆様の声に真摯に向き合った上で判断
を行うべきものと考えています。

東芝・ウエスチングハウスについてのお尋ねが
ありました。

先日の訪米の際、ロス商務長官、ペリー・エネ
ルギー長官から、米国で原発建設を進めるウエス
チングハウスの親会社である東芝の財政的安定性
は米国にとって重要な言及がありました。これ
以上の詳細については特に議論になつておりま
せん。

米国とは、その後、随時情報交換を行つていま
すが、外交上のやりとりであり、その内容につい
ては答弁を差し控えてさせていただきます。

また、日米政府間で業界再編に関する議論がな
された事実はなく、原子力に関連する個々の事業
者の再編や統合の是非については、民間企業の経
営判断に属するものであり、政府としてお答えす
べき性格のものではないと考えております。

(拍手)

(國務大臣麻生太郎君登壇)

○國務大臣(麻生太郎君) 真島議員から、日米経
済対話と原発輸出について、一問お尋ねがあつて
おります。

日米経済対話の具体的な構成、内容につきまして
は、今後、日米間で調整をしていくことになり
ます。御指摘の原発輸出も含めまして、現時点で
は何も決まつておるわけではありませぬ。

一方、世界におきましては、エネルギー安全保
障などの観点から、原発の建設計画を進めている
国は数多くあります。日本の原子力技術に対する
期待の声があることも事実です。

いずれにしても、日本といたしましては、相手

国の意向や地理的状況を踏まえつつ、福島第一原
発事故の知見や教訓を生かしながら、安全最優先
で適切に対応していきたいと考えております。

(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時四十六分散会

出席國務大臣

経済産業大臣 世耕 弘成君
國務大臣 麻生 太郎君

出席副大臣

経済産業副大臣 松村 祥史君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領し
た。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基
づく平成二十九年行政執行法人の常勤職員数に
関する報告

一、去る二十八日、内閣を経由して国土交通大臣
石井啓一君から、次の報告書を受領した。

観光立国推進基本法第十條第五項において準用
する同條第四項の規定に基づき観光立国推進基
本計画の変更の報告

一、昨二十九日、会計検査院長河戸光彦君から次
の報告書を受領した。

会計検査院法第三十條の二の規定に基づき報告
書「各府省等における研究開発事業の実施状況
等について」

会計検査院法第三十條の二の規定に基づき報告
書「国立研究開発法人における研究開発の実施
状況について」

一、昨二十九日、人事院総裁一宮なほみ君から次
の報告書を受領した。

一、昨二十九日、議院において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

伊藤信太郎君 補欠 熊田 裕通君
熊田 裕通君 伊藤信太郎君

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

豊田真由子君 補欠 神山 佐市君
岡本 充功君 岸本 周平君

農林水産委員

伊東 良孝君 補欠 前田 一男君
瀬戸 隆一君 工藤 彰三君

国土交通委員

加藤 鮎子君 補欠 池田 佳隆君
津島 淳君 宮崎 政久君

古川 康君 助田 重義君
水戸 将史君 玉木雄一郎君

横山 博幸君 宮崎 岳志君
椎木 保君 足立 康史君

池田 佳隆君 安藤 裕君
助田 重義君 鬼木 誠君
鬼木 誠君 青山 周平君
青山 周平君 古川 康君
安藤 裕君 加藤 鮎子君
宮崎 政久君 津島 淳君
玉木雄一郎君 水戸 将史君
宮崎 岳志君 横山 博幸君
足立 康史君 椎木 保君

一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

特別委員辞任及び補欠選任

一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

宮腰 光寛君 補欠 田畑 裕明君
山口 泰明君 小松 裕君
下地 幹郎君 伊東 信久君
小松 裕君 山口 泰明君
田畑 裕明君 宮腰 光寛君

一、去る二十八日、議員から提出した議案は次の
とおりである。

(議案提出)

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次
のとおりである。

(議案付託)

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次
のとおりである。

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確
保等のための介護保険法等の一部を改正する法
律案(初鹿明博君外六名提出、衆法第七号)

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別
措置法案(初鹿明博君外六名提出、衆法第八号)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険
法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五
号)

以上三件 厚生労働委員会 付託

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第二六号)

地方創生に関する特別委員会 付託
一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(条約第四号))

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラ Lumpur 補足議定書の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

郵便送金業務に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

以上七件 外務委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案
主要農作物種子法を廃止する法律案

平成二十九年三月三十日 衆議院会議録第十四号

一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案(岸本周平君外十一名提出)

(質問書提出)
一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核兵器禁止条約に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

共謀罪法案の審議開始時期に言及した金田法務大臣の発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

テロ等準備罪の対象犯罪数に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

法務省文書上の組織的犯罪集団の定義に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する第三回質問主意書(中根康浩君提出)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染事業に関する質問主意書(前原誠司君提出)

安倍昭恵内閣総理大臣夫人に発給された外交旅券に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

教科書検定に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言に対する安倍総理の認識に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

(答弁書受領)
一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員逢坂誠二君提出東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかつた理由に関する質問に対する答弁書
議長報告

衆議院議員中根康浩君提出平成二十九年二月十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出公人ではない総理夫人の活動がなるほどと国民が思える基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出保育に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志君提出早湾干拓潮受堤防排水門の開閉に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出GPS捜査は違法と衆議院議員の判断に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故に触れなかつたこと」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出令状なしのGPS捜査を違法とした最高裁判決に関する質問に対する答弁書

平成二十九年三月十四日提出
質問第一三〇号
東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかつた理由に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかつた理由に関する質問主意書
三月十一日に東京都内で開催された、今年で六回目となる東日本大震災の政府主催の追悼式で、安倍総理は「原発事故の文言を式辞で使わなかつたが、これに関して疑義があるので、以下質問する。」

一 「原発事故との戦いは続いています」「二二年 野田総理、「原発事故のためにいまだ古里に戻れない方々も数多くおられます」「一三年、一四年 安倍総理、「原発事故のために住み慣れた土地に戻れない方々」「一五年、一六年 安倍総理と、昨年までの追悼式では必ず原発事故に言及していたが、今年の追悼式で安倍総理が「原発事故」との文言を使わなかつた理由は何か。見解を示されたい。

二 今年の追悼式の式辞で、安倍総理は「復興は着実に進展していることを実感します」、「福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつある」などと、復興は新たな段階に入りつつあるなどと復興の成果を強調したが、福島第一原子力発電所の現状をどのように認識しているのか。見解を示されたい。

三 政府は、福島第一原子力発電所の廃炉に今後どの程度の年限と費用を要すると見込んでいるのか。見解を示されたい。

四 安倍総理の式辞でいう「東日本大震災の教訓と我が国が有する防災の知見や技術を世界の皆様に役立てていただくことは我々の責務」の中の「我が国が有する」「技術」を「世界の皆様に役立てていただくことは我々の責務」とは、我が国の海外への原発輸出をも念頭に置いているという理解でよいか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一三〇号

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかつた理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかつた理由に関する質問に対する質問に対する答弁書

一について

東日本大震災六周年追悼式における内閣総理大臣の式辞(以下「式辞」という。)においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原子力発電所事故」という。)に関連して「福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつあることを感じます」とし、また、原子力発電所事故を契機とした避難者を含む東日本大震災による避難者について「しかしながら、今なお十二万人の方が避難され、不自由な生活を送られています」としている。

二について

東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の廃炉・汚染水対策については、課題はあるものの、全体としては進捗してきているものと認識している。

三について

「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成二十七年六月十二日廃炉・汚染水対策関係関係等会議決定)においては、平成二十三年十二月から、三十年から四十年後までに廃止措置を終了させることを目標としている。また、政府として、福島第一原発の廃炉に要する資金の額を具体的にかつ合理的に見積もることは困難である。

四について

御指摘の「我が国の海外への原発輸出をも念頭に置いている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、式辞中の御指摘の部分は、自然災害に係る防災に関して述べたものである。

平成二十九年三月十四日提出
質問 第一三三二一号

平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問主意書

提出者 中根 康浩

平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問主意書

一 平成二十九年二月二十八日提出の質問第九八号に対する三月十日の答弁書において、乳房マンモグラフィ検査により高濃度乳房であることが判明した者に対して行う超音波検査を乳がん検診の検査項目に加えることに対する政府の見解は、「政府としては指針において市町村がん検診はがんによる死亡率を減少させることを目的としている。」「と答弁されているが、この答弁は、一般的にがん検診によるがんの早期発見、早期治療はがんによる死亡率の減少とは無関係であるということの意味しているものか。政府の見解を示されたい。

二 「早期発見、早期治療」が死亡率減少と無関係であるとしたら、がん検診に対する国民の意識と大きくかけ離れることになるのではないかと政府の見解を示されたい。

三 同答弁書の一において、「高濃度乳房超音波検査ががんによる死亡率を減少させることについて科学的根拠があるとは認められない」と答弁されているが、高濃度乳房の人に対する乳がん検診のあり方について科学的根拠を検証する作業は行われているのか。

四 同答弁書の四において、政府は、優生保護法の改正により「優生思想は明確に否定された」と理解している。と答弁している。

平成二十八年相模原市の障がい者施設で起きた障がい者殺傷事件は、日本社会に「優生思想や障がい者への差別や偏見」が根深く存在することを如実に示したものであると考える。根強い「優生思想」根絶のため、政府としてどのような対処するか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一三二号
平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中根康浩君提出平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中根康浩君提出平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねは、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十九条の二の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施する健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四條の二第六号に規定するがん検診(以下「市町村がん検診」という。)によりがんを早期に発見すること(以下「がんの早期発見」という。)及びがんがんに罹患している者(以下「がんの早期発見」という。)が早期に治療を受けること(以下「がんの早期治療」という。)と、がんによる死亡率の減少との関係性について政府の見解を問うものと考えるところ、政府としては、先の答弁書(平成二十九年三月

十日内閣衆質一九三第九八号。以下「先の答弁書」という。)一について及び二についてでお答えしたとおり、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三二一〇五八号厚生労働省健康局長通知別添)に減少させる市町村がん検診はがんによる死亡率を減少させることを目的としていること、全てのがんが死亡の原因になるわけではないこと等の理由により、市町村がん検診においては、がんによる死亡率を減少させることについては、科学的根拠があると認められた検査を実施すべきと考えており、先の答弁書一についてでお答えした内容は、市町村がん検診によるがんの早期発見及びがんの早期治療とがんによる死亡率の減少との関係性を否定しているものではない。

三について

現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の革新的がん医療実用化研究事業の「乳がん検診における超音波検査の有効性検証に関する研究」において、高濃度乳房である者の割合が高い年齢層の者に対して行う乳房エックス線検査(マンモグラフィ)をいうと乳房の超音波検査の併用が乳がんによる死亡率を減少させるかについて、検証していると承知している。

四について

政府としては、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現を目指していく考えである。このための具体的な取組として、例えば、政府広報、「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」、障害者基本法昭和四十五年法律第八十四号(第九条に定められた障害者週間等あらゆる機会を通じて、改めて、共生社会の実現を目指す政府としての姿勢を示し、平成二十八年四月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二

十五年法律第六十五号の理念等の周知及び啓発を行つてゐるところであり、こうした政府としての姿勢を示し、当該理念等の周知及び啓発を行つていくことの必要性については、厚生労働省に設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が同年十二月八日に取りまとめた報告書においても提言されているところである。また、現在、住民に対して障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業を市町村が実施する場合に、当該事業に要する費用の一部を補助しているが、その更なる推進を図る観点から、都道府県がその管内の市町村における当該事業の取組の広域的な調整、連携等を行うのに要する費用の一部を新たに補助するため、平成二十九年年度予算において必要な経費を計上している。今後とも引き続き、こうした取組を着実に進めてまいりたい。

平成二十九年三月十五日提出
質問 第一三二二号

内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問主意書

先般提出した「内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書(質問第一〇五号)」に対する答弁書(内閣衆議一九三第一〇五号。以下「答弁書」という。)では、「公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で「内閣総理大臣夫人は、公人ではなく私人である」と示された。この答弁に関連して疑義があるので、以下質問する。

平成二十九年三月三十日 衆議院会議録第十四号

議長報告

一 平成二十九年二月、安倍総理夫妻は政府専用機に搭乗して訪米したと承知しているが、この訪米時、内閣総理大臣夫人は公用旅券の発給を受けそれを使用したのか。あるいは一般の旅券を使用したのか。見解を示されたい。
二 過去五年間に内閣総理大臣夫人に公用旅券が発給されたことはあるか。
三 内閣総理大臣夫人に公用旅券が発給されるとすれば、どのような法令上の根拠に基づくのか。

四 総理大臣の外遊時に記者等の私人が政府専用機に同行して搭乗する場合、国有財産使用許可申請と航空運賃の支払が求められるが、「公人」ではなく私人である「内閣総理大臣夫人」が総理大臣の外遊に同行する場合、かかる申請はなされ、航空運賃の支払は行われているのか。
五 平成二十九年二月、内閣総理大臣夫人は政府専用機に搭乗して訪米したと承知しているが、この訪米時に内閣総理大臣夫人は航空運賃を支払ったのか。支払ったとすれば、その支出はどこからなされたのか。
右質問する。

内閣衆議一九三第二三二号
平成二十九年三月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
内閣総理大臣の外遊への内閣総理大臣の夫人の同行に際しては、国の用務のため外国に渡航

する者として、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第五条の二の規定に基づき、同条に規定する公用旅券である外交旅券を発行しており、内閣総理大臣の夫人は当該外交旅券を使用している。
四及び五について
内閣総理大臣の外遊への内閣総理大臣の夫人の同行は、内閣総理大臣の公務の遂行を補助するため、政府からの依頼により行われるものであり、内閣総理大臣の夫人が当該同行に際して政府専用機に搭乗する場合、国有財産使用許可申請は不要であり、通常の航空運賃に相当する額の使用料は徴収していない。

平成二十九年三月十五日提出
質問 第一三二三号
学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問主意書
大阪市の学校法人森友学園への、大阪府豊中市の国有地(野田町一五〇一番地)の払い下げ及び同地への小学校開設認可、さらに三月十日に森友学園が小学校開設認可申請を取り下げたことなどに

関し、現在、国会で数多くの審議が行われ、かつ数多くのマスコミ報道も行われ、国民は重大な関心を持つてゐる。
このような観点から、以下質問する。
一 森友学園への国有地の払い下げ、さらに森友学園の小学校開設に際し、平成二十六年九月三日に発足した第二次安倍改造内閣以後の政務三役、またはその議員事務所に対し、森友学園の関係者から何らかの問い合わせがあったのか。見解を示されたい。

二 右の問いに關して、何らかの問い合わせがあった場合、その政務三役の役職と問い合わせを受けた時期を具体的に示されたい。
三 右の問い合わせの有無に關し、政府として答弁できない場合、その答弁できない、あるいは答弁しない理由を明確にされたい。
右質問する。

内閣衆議一九三第二三三号
平成二十九年三月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問に対する答弁書

一から三までについて
お尋ねの「政務三役」への「何らかの問い合わせ」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、平成二十八年六月二十日の国から学校法人森友学園への大阪府豊中市野田町千五百一番所在の土地の譲渡(以下「本件土地処分」という。)及び大阪府における私立小学校の設置認可申請との関係で問題となるのは、本件土地処分事務を行う財務省、同省に本件土地処分を依頼した国土交通省及び私立学校に関する事務を所掌する文部科学省に対して政治家から不当な働きかけがあったかどうかであると考えるが、それについては一切なかつた。

平成二十九年三月十五日提出
質問 第一一三四号

公人ではない総理夫人の活動がなるほどなど
国民が思える基準に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

公人ではない総理夫人の活動がなるほどなど
と国民が思える基準に関する質問主意書
先般提出した「内閣総理大臣夫人の法的地位に
関する質問主意書」(質問第一〇五号)に対する答
弁書(内閣衆質一九三第一〇五号)以下「答弁書」
という。では、一現在のところ、内閣総理大臣の
夫人による総理公務補助は適切に行われているも
のと認識している」と示された。

三月十五日、菅官房長官は定例記者会見で、
「総理夫人による活動全体が国内外で飛躍的に増
大している。活動は公人ではない総理夫人に政府
としてお願いしているものもあり、政府が必要な
サポートをすることは当然だ」とした上で、「夫人
の活動を、政府としてどのように支えるのか、国
民の皆さんから見ても『なるほど』と思えるよう
なものにしたい。海外も含めてどのような取り扱
いをしていくのか研究していきたい」(以下、「官
房長官発言」という。)との認識を示した。

これらの整合性に関して疑義があるので、以下
質問する。
一 答弁書では「適切に行われているものと認識
している」と示されたが、その次の日に行われ
た官房長官の記者会見では、「夫人の活動を、
政府としてどのように支えるのか、国民の皆さん
から見ても『なるほど』と思えるようなもの
にしたい」との認識が示されたが、私が答弁書
を受理した一日後には政府の認識が変化したと
考えてよいか。
二 官房長官発言は、答弁書でいう「現在のところ
、内閣総理大臣の夫人による総理公務補助は
適切に行われているものと認識している」とい
う認識を否定したということか。

三 官房長官発言は、「現在のところ、内閣総理
大臣の夫人による総理公務補助は適切に行われ
ているもの」の、国民には必ずしも「夫人の活
動は十分理解されず、『なるほど』と思われ
ていない」という認識に立っているということ
か。

四 公人ではない総理夫人の活動が「国民の皆さん
から見ても『なるほど』と思えるようなもの
」にするためには、どのような基準によつて
判断されるのか。またそれは誰がどのような方
法で判断するのか。政府の見解を示されたい。
五 官房長官発言でいう、いわゆる「ファーストレ
ディー」の活動が「海外も含めてどのような取り
扱いをしているのか」、政府の把握状況を示さ
れたい。またどの国を具体的に参照している、
あるいは参照するのか。見解を示されたい。

六 内閣総理大臣夫人の活動を補助するために経
済産業省出身の女性職員が二名配置されている
と承知しているが、当該職員の行動は経済産業
省出身の総理秘書官に報告されているという理
解でよいか。

七 六に関連して、上司が当該女性職員の報告の
把握に努めていれば、昨今の内閣総理大臣夫人
の、国民から見ても『なるほど』と思われない行
動を未然に防げたのではないか。当該女性職員
の業務の内容や管理体制はどのようになっている
のか。見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一三四号
平成二十九年三月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出公人ではない総理夫
人の活動がなるほどなど国民が思える基準に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出公人ではない総
理夫人の活動がなるほどなど国民が思える
基準に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかで
はないが、先の答弁書(平成二十九年三月十四
日内閣衆質一九三第一〇五号)七についてでお
答えしたとおり、政府としては、現在のところ、
内閣総理大臣の夫人による内閣総理大臣の
公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補
助」という。)は、適切に行われているものと認
識している。その上で、内閣総理大臣の夫人に
よる総理公務補助を政府としてどのように支援
していくのかについて、菅内閣官房長官は、国
民の一層の理解が得られるよう、一国民の皆さん
から見てもなるほどなど、そういう思えるよ
うなものにしたい」と述べたものである。

五について
お尋ねの意味するところが必ずしも明らかで
はないため、政府としてお答えすることは困難
である。なお、菅内閣官房長官は、内閣総理大
臣の夫人による総理公務補助を政府としてどの
ように支援していくのかについて、「研究をし
ていきたい」と述べたものである。

六及び七について
御指摘の「職員」は、内閣総理大臣の夫人によ
る総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法
(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八条第一
項の規定に基づく職務命令を受け、適切に職務
を遂行している。なお、当該職務命令の下で、
個別の安倍内閣総理大臣の夫人への同行につい
ては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和
二十五年法律第百十四号)第四条第一項に規定
する旅行命令の発令に係る手続が行われなかつ
たものがあり、今後、業務の適切な管理の観点

から、必要な場合において、個別に当該手続を
行うこととしている。

平成二十九年三月十五日提出
質問 第一一三五号
保育に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

保育に関する質問主意書

一 通勤途中の駅などで子どもを預けると、自治
体が保育所等に送迎する「保育送迎入テーショ
ン事業」が徐々に増えている。
この事業により、働く保護者の送り迎えの負
担が軽減されている。また、定員に空きのある
保育所の有効活用にもなり、このような事業を
実施する地域の住民からは喜ばれている。
他方、この事業については、人員や施設、送迎
方法などの基準がなく子どもの安全確保が不十
分ではないかとの声もある。

一 保育送迎事業を政府の子育て支援策として
明確に位置づけ、適切な基準を作った上で事業
に対する補助金などで恒久的に支援すべきでは
ないかと考えるが、政府の見解を示されたい。
二 千葉市が男性保育士活躍推進プランを策定
し、それまで女性の着替えを男性保育士にさせ
ない保育所もあつたところを市内のすべての公
立保育所で、女性の着替えや排せつを男性保育
士にも担当させることを決めた。

この千葉市のプランに対して、子どもへの性
的犯罪につながりかねないということなど、保
護者の不安の声が上がっている。
このことに関し、次の点について、政府の見
解を示されたい。

- 1 保育所に男性保育士が存在する意義をどの
よつに考えるか。
- 2 男性保育士による女兒に対するおむつ替

え、着替え、プール指導、スキンシップなどについてどのように考えるか。右質問する。

内閣衆質一九三第一三五号

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋二

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中根康浩君提出保育に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中根康浩君提出保育に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十八年度予算においても広域的保育所等利用事業に係る経費を盛り込んでおり、当該事業の実施要綱(広域的保育所等利用事業の実施について)(平成二十七年四月十三日付け雇児発〇四一三第九号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙に沿って、市町村(特別区を含む。以下同じ)が送迎バス等の活用により、児童が自宅から遠距離にある保育所等を利用することを可能にする事業を実施する際、その実施に要する費用の一部を補助している。当該実施要綱では、保護者にとって利便性の良い場所にある児童館などに市町村が設置することも送迎センターから保育所等へ児童を送迎する際に、「送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること」等を定めている。広域的保育所等利用事業の在り方については、その執行状況等を踏まえ、今後、適切に判断してまいりたい。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、性別に関わりなく保育士を確保することが重要であると考えている。保育士

平成二十九年三月三十日 衆議院会議録第十四号

議長報告

は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者であり、その業務内容等について性別による区別は行っていない。

平成二十九年三月十六日提出
質問 第一三三六号

諫早湾干拓潮受堤防排水水の開門に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問主意書

提出者 大串 博志

諫早湾干拓潮受堤防排水水の開門に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問主意書

諫早湾干拓潮受堤防排水水の開門に係る国の立場について

1 平成二十九年二月二十八日、閣議後の記者会見において、山本有二農林水産大臣は、諫早湾干拓潮受堤防排水水の開門をめぐる問題に關し「開門するという前提はとっていない」として開門を否定したとされている。

山本農林水産大臣が開門に關し、否定する趣旨の発言をしたのは事実か。

2 国は、これまで一貫して「開門を命じる確定判決と、開門を禁じる仮処分命令の板挟みになっており、開門、非開門のどちらの立場にも立てない」としてきた。

しかるに、開門を否定する山本農林水産大臣のこのような発言は、開門に關するこれまでの国の立場を変更するものである。

国が、開門を否定し、従来の立場を変更するに至ったのはなぜか。

3 国が開門を否定する立場に立つということとは、平成二十二年十二月に確定した福岡高等裁判所の判決を履行しないということの意味するが、国が確定判決を履行しないことを正

当化する法的根拠は何か。

二 国から漁業団体への働きかけについて

1 本年三月八日付朝日新聞によると、諫早湾干拓事業をめぐる和解協議で、潮受堤防排水水を開門しない案で決着を目指す農林水産省が、開門を求める漁業者を説得するための想定問答を作り、地元漁業団体の幹部に示していたと報道されている。

農林水産省が想定問答を作成したのは事実か。

2 農林水産省が、地元漁業団体の幹部に想定問答に關する資料を配付したのは事実か。

3 農林水産省は、どのような場で地元漁業団体の幹部に想定問答に關する資料を配付したのか。

4 地元漁業団体の幹部に想定問答に關する資料を配付する際、農林水産省は、地元漁業団体の幹部にどのような説明をしたのか。

5 そもそも、農林水産省が、想定問答を作成し地元漁業団体の幹部に配付したのは、どのような経緯・目的によるものか。

6 朝日新聞によれば、農林水産省担当者が地元漁業団体の幹部に対して想定問答のことを「他言しないで欲しい」と求め、その場で回収したとあるが、それは事実か。

7 6が事実であるとすれば、どのような理由から他言を禁じ資料を回収したのか。

8 朝日新聞が入手したとされる想定問答によれば、「開門調査の旗を降ろしてないのに開門に代わる基金を担う」というのは矛盾している」との質問に對し、「開門調査の是非を棚上げする」ものであり、開門調査の旗を降ろしたことはない(中略)矛盾はしない」との答えが用意されている。

農林水産省は、漁業団体が百億円の基金を受け入れたとしても、漁業団体や漁業者は引き続き開門を求めることができるという認識

ているのか。

9 8の想定問答には「馬奈木氏と一緒に増額を勝ち取るべき」との問いが用意されている。

馬奈木昭雄氏(よみがえれ!有明訴訟原告団・弁護団)は、この間、基金の増額については一度も要望したことがないことは認識しているか。

10 馬奈木氏が基金の増額については一度も要望したことがないにもかかわらず、あたかも馬奈木氏が基金の増額を求めているかのような問いを想定したのはどのような理由からか。

11 8の想定問答には「馬奈木氏と我々漁業団体の間で、目指しているものが同じかどうかは分からないし、我々の意向を汲んで動いてくれるとは限らない」との答えが用意されている。

農林水産省は、漁業団体、馬奈木氏がそれぞれ何を指しているものと認識して、このような答えを用意したのか。

12 馬奈木氏が漁業団体の意向を汲んで動いてくれるとは限らないと農林水産省が考える理由は何か。

13 農林水産省として、想定問答を用意し地元漁業団体の幹部に配付し働きかけてまで国が目指す開門しない案を漁業者に承諾させる農林水産省の方針について、山本農林水産大臣は把握しているのか。

14 想定問答を用意し、地元漁業団体の幹部に配付し働きかけてまで国が目指す開門しない案を漁業者に承諾させる農林水産省の方針について、山本農林水産大臣は把握しているのか。

右質問する。

平成二十九年三月三十日 衆議院會議録第十四号 議長の報告

内閣衆質一九三第一三六号
平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓受堤防排水水の開門に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓受堤防排水水の開門に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記者会見における山本農林水産大臣の発言は、平成二十九年一月二十七日付けの長崎地方裁判所からの和解勧告に沿った解決が図られるよう努力する旨を述べたものであり、御指摘のように「開門に關し、否定する趣旨の発言をした」というものではない。

二について

お尋ねについては、諫早湾干拓事業に関する訴訟に係る和解協議の内容に關する事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。

平成二十九年三月十六日提出
質問 第一一三七号

GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問主意書

最高裁判所大法廷は、三月十五日、裁判所の令状を取らずに衛星利用測位システム(GPS)端末を取り付ける捜査は違法とする判断を示し、GPS捜査は個人のプライバシーを侵害し得る強制捜査と明確に位置付けた。さらに最高裁は、現行の

令状では十分でなく、憲法や刑事訴訟法に適合する新たな立法措置を講ずるのが望ましいとも指摘した。

この最高裁判所大法廷の判断に關して、以下質問する。

一 最高裁判所が法整備の必要性にまで踏み込んでGPS捜査が違法だと判断した以上、令状の有り無しに関わらずGPS捜査は、速やかにいったん停止すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 今後、GPS捜査を行うにあたっては、最高裁判所が指摘する憲法や刑事訴訟法に適合する新たな立法が必要だと思われるが、この立法作業を開始する考えを政府は持っているのか。見解を示されたい。

三 二における立法作業は、十分な国民的な議論を重ねることが不可欠だと思いが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九三第一三七号
平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の判決を踏まえ、警察庁において、平成二十九年三月十五日、全国の警察に対し、検証許可状の発行を受けて行うものを含め、移動追跡装置を取り付けて捜査対象車両の位置情報を取得する捜査を控えるよう指示したところである。

二及び三について

お尋ねについては、御指摘の判決を踏まえつつ、必要な検討を行ってまいりたい。

平成二十九年三月十六日提出
質問 第一一三八号

衆議院議員大串博志君提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問主意書

提出者 辻元 清美

東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問主意書

意書
二〇一七年三月十一日に行われた政府主催の「東日本大震災六周年追悼式」における、安倍総理の式辞の中で、これまでの式辞では必ず言及されてきた「原発事故」への言及が使われなかった。

福島では、避難指示区域からの避難者数が五万七千人(二〇一六年七月十二日、原子力被災者生活支援チーム集計)あり、うち帰還困難区域からの避難者は約二万四千人いる。さらに、放射性物質の不安からふるさとへ帰還できない避難者(自主避難)を含めると、総計七万九千人(二〇一七年二月十三日現在、復興庁資料)の避難者がいる。

この現状にもかかわらず、「原発事故のため、住み慣れた土地に戻れない方々」への言及がないのは、安倍総理の、原発事故を過去のものにしたという姿勢の表れではないかと懸念する声もある。

本年四月より、一部を除く避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示が解除されるが、見込まれる帰還率は今なお低い。また、帰還困難区域全体についての解除見通しは立っていない。このように、避難生活の長期化が深刻な問題となっている状況を、より重く受け止めるべきではないか。

福島第一原発事故後に制定された関連法(放射性物質汚染対処特別措置法、原子力損害賠償・廃

炉等支援機構法、福島復興再生特別措置法、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(以下、「子ども被災者支援法」という)はいずれも、「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」を明記している。また、政府はこれまで復興に向けた基本姿勢として、被災地に寄り添い、福島の復興再生においては前面に立って継続して取り組むとしてきたが、先の式辞はこれと矛盾していると言わざるを得ない。福島県知事も「県民感覚として違和感を覚えた。(原発事故による被害は)過去形ではなく現在進行形だ。原発事故、原子力災害という重い言葉は欠かせない」と疑問を呈している。

以下、質問する。

問一 安倍総理が、「原発事故」の文言を使わなかった理由は何か。

問二 「原発事故」の文言を外したのはいつ、誰の判断によるものか。

問三 二〇一六年の内閣総理大臣式辞では、「被災地では、未だに、多くの方々が不自由な生活を送られています。原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々も数多くおられます」と安倍総理は発言した。政府は、二〇一七年三月十一日、「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」は存在しないという認識か。存在するという認識であれば、どれだけの方々が、福島県内、県外にそれぞれいらつしやると把握しているか。

問四 安倍総理は式辞の中で、「福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつあることを感じます」と述べているが、避難指示区域の避難指示解除の決定に当たっては住民の理解が百パーセント得られたとは言い難い区域もあり、また、解除後の各市町村における帰還が進んでいない現状を踏まえれば、避難指示解除が進められていること

を主な理由として復興が新たな段階に入りつつあると明言することは、総理が、被災市町村それぞれの実情を直視していいことの表れではないか。

問五 安倍総理がいう復興の「新たな段階」においても、子ども被災者支援法に明記されているように、これまで原子力政策を推進してきたことに伴い国が社会的な責任を負っているという政府の基本方針は現在も変わりないか。

問六 三月十一日にあわせ毎年行われてきた総理記者会見が、本年は行われなかった。これに関し、三月十日の菅官房長官記者会見では、「記者会見を行わないことにより、被災地の復興・復興に対しての政府の取組が後退したと受け止められないか」との質問に対し、「そこは全くないと思っている」との答えがあった。しかしながら、追悼式で「原発事故」の文言にも触れず、その上、毎年行ってきた総理記者会見も実施しなかったことに関しては、国民から政府の取組姿勢が後退していると感じられて然るべきではないか。総理記者会見を行わなかった理由を明確に説明されたい。

問七 菅官房長官は、三月十三日の記者会見で「原発事故の」風化はありえない」という認識を示したが、福島県知事の疑問に答え、被災者の方々の不安を払拭するために、昨年までくりかえされてきたように、安倍総理自らの言葉として、「原発事故」の文言を盛り込んだメッセージを出すべきと考えるがいかがか。

右質問する。
内閣衆議院一九三第一三三八号
平成二十九年三月二十八日
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員辻元清美君提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十九年三月三十日 衆議院会議録第十四号

議長報告

別紙

衆議院議員辻元清美君提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問に対する答弁書

問一について
東日本大震災六周年追悼式における内閣総理大臣の式辞(以下「六周年追悼式」の式辞)において、以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原子力発電所事故」といふ)に關連して「福島においても順次避難指示の解除が行われるなど、復興は新たな段階に入りつつあることを感じます」とし、また、原子力発電所事故を契機とした避難者を含む東日本大震災による避難者について「しかしながら、今なお十二万人の方が避難され、不自由な生活を送られています」としている。

問二について
御指摘の「原発事故」の文言を外したの意味するところが必ずしも明らかではないが、東日本大震災の追悼式における内閣総理大臣の式辞については、内閣総理大臣が、東日本大震災の追悼式が実施される時点における東日本大震災の被災地の状況等を踏まえて述べてきているものである。

問三について
六周年追悼式での式辞において、原子力発電所事故を契機とした避難者を含む東日本大震災による避難者について、「今なお十二万人の方が避難され」としており、お尋ねの「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」は存在すると認識している。

政府による避難に係る指示により、避難指示区域内の地域から避難を余儀なくされている方々の人数については、内閣府原子力被災者生活支援チームが、平成二十九年二月一日時点で避難に係る指示が出ている市町村からの聞き取りを基に算出し、合計で約五万六千人であると把握しているが、この方々の福島県内及び県外

のそれぞれにおける人数については把握していない。また、避難指示区域以外の地域からの避難については、それが原子力発電所事故を契機とした避難かどうかは、個人の意思を網羅的に確認することが困難であることから、お尋ねの「原発事故のために、住み慣れた土地に戻れない方々」について「それだけの方々が、福島県内、県外にそれぞれいらつしやる」かお答えすることは困難である。

問四について
政府による避難指示解除は、当該解除の対象となる地域における放射線量の低下、住民の日常生活に必須であるインフラや生活関連サービス等のおおむねの復旧、除染作業の十分な進捗並びに県、市町村及びその住民との十分な協議を要件としており、当該地域の実情を十分に踏まえて行っているものであり、また、当該解除は、対象となる地域から避難した者が当該地域に居住を希望する場合にこれを可能とするものであるため、「避難指示解除が進められていることを主な理由として復興が新たな段階に入りつつある」と明言することは、総理が、被災市町村それぞれの実情を直視していいこととの表れ」との御指摘は当たらない。

問五について
お尋ねの「政府の基本方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第三条に規定する責務を有していることと認識している。

問六及び問七について
内閣総理大臣が行う記者会見については、内閣総理大臣の日程等を勘案してその実施を判断しており、御指摘の「総理記者会見を行わなかった理由」について個別にお答えすることは差し控えたいが、安倍内閣総理大臣は、問一に

ついでにお答えしたことに加え、平成二十九年三月十日の復興推進会議(第十八回)・原子力災害対策本部会議(第四十五回)合同会合において、原子力災害からの復興・再生が東北の復興のために欠かすことができないとして、関係全員が全力を尽くすよう指示し、また、同月十二日の岩手県訪問においても、「福島復興、これは震災だけでなく原子力災害もありました。だからこそ福島復興なくして、東北復興はない。そして、東北復興なくして、日本の再生はない」という考え方の下に、国が前面に出て全力を尽くしていきたい」と述べたところである。

政府としては、引き続き、原子力災害被災地域の復興に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えている。
平成二十九年三月十七日提出
質問 第一三三九号
テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問主意書
提出者 丸山 穂高

テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問主意書
東京オリンピック開催を控えた我が国の現状や、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、テロ等の重大犯罪を事前に抑止し抑止していくことは極めて重要である。その一方で、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(以下「法案」といふ)が政府提出、国会審議の後に成立すると、我が国が世界に誇るアニメやコスプレ文化の基盤である二次創作や同人活動を萎縮させ、その発展を阻害するのではないか等の法案に関する様々な懸念の声も上がっている。
そこで、以下質問する。
一 法案の別表第三及び第四において著作権法並

平成二十九年三月三十日 衆議院會議録第十四号

議長の報告

びに特許法、実用新案法、意匠法及び商標法における罪が含まれている理由について、それぞれ伺いたい。

二 法案の別表第三及び第四に掲げる罪において引用元の罪が親告罪の場合は本法案においても親告罪となるのか。例えば、著作権法第百十九条第一項及び第二項の罪が含まれているが、この法案においても親告罪なのか。

三 法案における「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の「その他」はどのような集団を想定しているのか。

四 マンガやアニメ等を元に創作した同人誌やグッズのような二次的著作物の制作又は販売を行う団体は、この法案における組織的犯罪集団に含まれるのか。含まれない場合にはその理由も示されたい。含まれる場合にはそうした団体の内どのような要件を満たした団体が、それに当たりうるのか示されたい。

五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律における「組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいふ）」とは具体的にどのようなものを指すのか。

六 右記の「組織」の定義における「指揮命令」とは、単にリーダーが存在するというだけでよいのか。また、サークルや法人等、団体の形態により形式的に分類できるものか。例えば、会社法に基づく株式会社については指揮命令系統があるという認識か。

七 法案における「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画」の「その他」はどのようなものを想定しているのか。

八 昨年提出の環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案における著作権法改正では「原作のまま複製された複製物（以下「海賊版」という。）といった対象の限定を行っている一方、本法案では、別表第三

及び第四における著作権法の罪の対象について、海賊版に限定されていない。その理由について伺いたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一三九号
平成二十九年三月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員丸山穂高君提出テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問に対する答弁書
一及び八について
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五条1(a)に規定する行為を犯罪とする法整備を行うに当たり、同条1が定める義務を誠実に履行するためである。

二について
お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百二十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。）第六条の二の罪における実行準備行為を伴う計画行為の対象である犯罪が親告罪である場合、すなわち、仮にそのままその計画に基づき、その犯罪が実行され、実際の法益侵害に至ったとしても告訴がなければ公訴を提起することができないとされている場合には、当該法益侵害を未然に防止するためその前段階の行為を処罰の対象とする同条の罪についても、同様に親告罪となるものと考え

三について
改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項に規定する「組織的犯罪集団」としては、例示している「テロリズム集団」のほか、例えば、暴力団、薬物密売組織などを想定している。

四について
お尋ねのような団体は、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項に規定する「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」との要件を満たさないと考え、同項に規定する「組織的犯罪集団」に該当しない。

五について
お尋ねについては、御指摘の「組織」という用語を用いている個別の規定に即してお答えすることが適切と考えられるところ、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項に規定する「当該行為を実行するための組織」とは、同項各号に掲げる罪に当たる行為を実行するために、指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいい、例えば、ハイジャックの実行部隊などがこれに当たる。

六について
お尋ねの「指揮命令」の存在については、御指摘のリーダーが存在すること、又は「団体の形態」のみにより画一的に定まるものではなく、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項各号に掲げる罪に当たる行為を実行するための人の結合体であるものについて、構成員相互の関係その他の当該人の結合体の実態等を踏まえ、個別具体の事例に即して判断されるべきものと考えられる。

七について
改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項に規定する「計画」をした犯罪を実行するための準備行為としては、例示している「資金又は物品の手配」及び「関係場所の下見」のほか、例え

ば、犯行手順の訓練、犯行の標的の行動監視などを想定している。

平成二十九年三月十七日提出
質問 第一四〇号

精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する再質問主意書
提出者 中根 康浩

精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する再質問主意書

平成二十九年三月八日提出の質問第一一四号に対する三月十七日の答弁書について以下の通り再質問する。

一 相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件の再発防止を精神保健福祉法改正等の提案理由としているが、事件の被疑者については起訴前の鑑定結果で完全責任能力が認められ検察は二月二十四日に被疑者を起訴したことから鑑みて、犯罪の主要因は精神疾患や精神医療歴にあると断定することはできないと考える。ゆえに、相模原事件を精神保健福祉法改正の理由とするのは妥当ではないと考える。政府の見解を示されたい。

二 相模原事件から学ぶべきは社会にはびこる差別、いじめ、排外主義などを黙認しないこと、それが相模原事件のような悲惨な事件の再発防止となるかと考える。従って、被疑者が殺害の実行に至るほどの強い差別思想や優生思想をなせもつようになったかの説明がなされること、が最重要と考える。政府の見解を示されたい。

三 精神障害のある人を含めて障害のある人々への支援は地域包括ケアシステムで一体的に行われることが、かねてから求められている。今回の精神保健福祉法の改正案で提案されている措置入院患者の退院後に限定した特別な制度ともいえる。

「精神障害者支援地域協議会」や「退院後支援

計画は従来から求められていた地域包括ケア
とどのような関係になるか。また、このような
特別な支援計画をつくることは地域移行の促進
ということより、むしろ行政による犯罪抑止の
ための継続的な管理、監視的性格の強いものな
り、人権が侵害されるおそれが生じると考え
る。政府の見解を示された。

四 「退院後支援計画」は、措置入院患者の入院中
から作成されるとされているが、この計画の作
成に時間を要することを理由に入院が引きの
されることにはならないか。
また、この計画作成に本人の意思が反映され
ないのは不適切ではないか。計画には、支援終
了が書き込まれなければ永久に監視が続くこ
とになってしまいかねないが、これらのことに對
する政府の見解を示された。

五 医療保護入院の決定に際しては、本法案改正
にあたり、患者本人の権利擁護の観点からすれ
ば「家族等の同意」が廃止されるべきではない
か。
右質問する。

内閣衆議一九三第一四〇号
平成二十九年三月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員中根康浩君提出精神保健福祉法の改
正案の立法事実に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員中根康浩君提出精神保健福祉法
の改正案の立法事実に関する再質問に対す
る答弁書
一 及び二について
平成二十八年七月の相模原市の障害者支援施
設における事件を受け、同年八月に厚生労働省
において参集を求めた相模原市の障害者支援施
設における事件の検証及び再発防止策検討チー

ムにおける事件の検証等を行うこと等により、
精神保健医療福祉に係る制度について検討を
行った。その結果、被告人は精神保健及び精神
障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第
百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第
一項の規定による入院（以下「措置入院」という。）
から退院した後、必要な医療その他の援助を十
分受けられず、現在の法については、措
置入院又は法第二十九条の二第一項の規定によ
る入院（以下「緊急措置入院」という。）をした者
（以下「措置入院者等」という。）が退院後の医療
その他の援助を確実に受けられる仕組みがない
ことが今回のような事件を再び生まないこと
もつながらる点で極めて重要と考えている。
現在、国会に提出している精神保健及び精神
障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律
案（以下「改正法案」という。）については、先の
答弁書（平成二十九年三月十七日内閣衆議一九
三第一一四号）でお答えしたとおり、こうした
現在の法の課題を踏まえ、措置入院者等の退院
後の医療その他の援助の強化等を通じ、措置入
院者等の社会復帰の促進等を図るため提出した
ものである。なお、政府としては、全ての国民
が、障害の有無によつて分け隔てられることな
く、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生
する社会の実現を目指していく考えである。

三について
改正法案においては、措置都道府県（改正法
案による改正後の法第四十七条の二第一項に規
定する措置都道府県をいう。以下同じ。）に対
し、措置入院者等については、必要に応じて関係
都道府県等（同項に規定する関係都道府県等を
いう。以下同じ。）と共同して、原則として退院
後の医療その他の援助の関係をもちつて構成す
る精神障害者支援地域協議会における協議をし
た上で、退院後支援計画（同項に規定する退院
後支援計画をいう。以下同じ。）を作成すること

を義務付けるとともに、退院後支援計画を作成
した措置都道府県又は関係都道府県等に対し、
退院後支援計画に基づく相談指導等を行うこと
を義務付けている。この退院後支援計画は、措
置入院者等が、その社会復帰の促進及び自立と
社会経済活動への参加の促進のために必要な医
療その他の援助を適切かつ円滑に受けることが
できるよう、措置都道府県及び関係都道府県等
を中心に、措置入院者等の退院後の医療その他
の援助に関わる地域の関係者が協力して対応す
ることができるようにするための仕組みである。
これは、地域包括ケアシステムの考え方に
沿った対応であり、行政による犯罪抑止のため
の継続的な管理や監視を目的とするものではない。
なお、改正法案が運用されるよう、精神
障害者支援地域協議会を組織することとしてい
る保健所を設置する地方公共団体に周知してい
く予定である。

四について
退院後支援計画は、原則として、措置入院を
した者についてはその入院中に作成することと
しているが、緊急措置入院をした者又は措置入
院をした者について入院期間が短い場合その他
やむを得ない理由がある場合については、その
退院後速やかに作成するものとしており、退院
後支援計画の作成に時間を要することを理由と
して入院期間が長くなるようなことがない仕組
みとしている。
また、退院後支援計画の作成に当たっては、
精神障害者支援地域協議会において、可能な限
り患者本人及びその家族（以下「患者本人等」と
いう。）から意見を伺い、退院後支援計画の内容
について、患者本人等の意向を踏まえるよう努
めるべきことを保健所を設置する地方公共団体
に周知していく予定である。
退院後支援計画に基づく医療その他の援助を
行う期間については、改正法案において、退院
後支援計画の記載事項とすることとしている。
具体的には、措置入院者等が退院後にその社会
復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の
促進のために必要な医療その他の援助を受ける
ことができるよう、患者の病状等に依じた期間
が設定されることを想定している。
五について
法第三十三条第一項又は第三項の規定による
入院（以下「医療保護入院」という。）について
は、実施に当たり法第十八条第一項に規定する
精神保健指定医による医学的な判断に加えて、
本人の利益を勘案できる者による入院の必要性
の判断を行うことが、本人の権利擁護を適切に
行う観点から必要と考えられる。このため、法
では、原則として、本人についての情報をより
多く把握していることが期待できる法第三十三
条第二項に規定する家族等が、医療保護入院の
同意を行うことが要件とされており、改正法案
においてこの要件を廃止することは適当でない
と考えている。

平成二十九年三月十七日提出
質問 第一四一 号
安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再
質問主意書
提出者 宮崎 岳志
再質問主意書
政府のこれまでの国会答弁によると、安倍昭恵
内閣総理大臣夫人（以下、総理夫人という。）の公的
活動を支援するため、複数の政府職員（以下、総
理夫人付職員という。）が配置されている。その人
数については、内閣官房に配置された経済産業省
出身職員が二名、外務省に所属し併任で内閣官房
に配置されている職員が三名とのことである。
また、総理夫人は平成二十六年十二月六日と平
成二十七年九月五日の二度にわたり、大阪府内の

平成二十九年三月三十日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

学校法人森友学園本幼稚園において講演を行つてゐる。その際、総理夫人付職員が公務として同行したとのことである。

以上の点を踏まえ、前回質問主意書(平成二十九年三月九日提出質問第二二四号、以下、前回主意書という)を提出し、それに対する答弁書(以下、前回答弁書という)を得た。前回主意書及び前回答弁書を踏まえて、以下、質問する。

一 総理夫人付職員に交付した人事異動通知書の「現官職」及び「異動の内容」欄の記載を、総理夫人付職員全員についてそれぞれ示されたい。
二 上記講演時、総理夫人に同行した総理夫人付職員に超過勤務を命じたのはだれか。
右質問する。

内閣衆質一九三第一四二号
平成二十九年三月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「総理夫人付職員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年三月二十二日時点における安倍内閣総理大臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という)による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という)を支援する職員のうち、経済産業省(中央省庁再編以前の通商産業省を含む)で採用された職員に対して交付された直近の内閣人事異動通知書において、現官職は「経済産業事務官」と、異動内容は「内閣事務官(内閣官房内閣総務官室)に転任させる」又は「内閣

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

事務官(内閣官房内閣総務官室)に併任する」と記載されている。また、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員のうち、外務省で採用された職員に対して交付された直近の内閣人事異動通知書において、現官職は「外務事務官」と、異動内容は「内閣事務官(内閣官房内閣総務官室)に併任する」と記載されている。

これを踏まえて、以下、質問する。
一 GPS 捜査は全国で年間に何件程度行われていたか。
二 現在進行中の刑事裁判において、GPS 捜査で入手した情報を証拠として提出しているケースは何件あるか。また、それらの証拠は取り下げるのか。取り下げるとすれば、裁判の進行にどのような影響が生じると想定しているか。
三 これまでの違法なGPS 捜査について、捜査対象者に謝罪する考えはあるか。
四 政府はGPS 捜査の法制化についてどのような考えを持っているか。
右質問する。

御指摘の講演における安倍総理夫人への同行については、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八条第一項の規定に基づき職務命令を受け、安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったものである。同行に当たり、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)第四条第一項に規定する旅行命令の発令に係る手続は行われず、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第二項に定める正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令も行われなかった。

内閣衆質一九三第一四二号
平成二十九年三月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出令状なしのGPS 捜査を違法とした最高裁判決に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出令状なしのGPS 捜査を違法とした最高裁判決に関する質問に対する答弁書

一 について

警察庁としては、お尋ねの件数は把握していません。
二 について
御指摘の「GPS 捜査で入手した情報を証拠として提出しているケース」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねの件数については、お答えすることは困難であるが、現在公判係属中の事件であつて、移動追跡装置を取り付けて捜査対象車両の位置情報を取得する捜査の適法性が争われているものの数は、把握している限りで、御指摘の判決に係るものを除き、四件であると承知している。その余のお

尋ねについては、個別具体的な事件における捜査の訴訟活動等に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

三 について
捜査当局においては、御指摘の判決を真摯に受け止めているものと承知している。

四 について
お尋ねについては、御指摘の判決を踏まえつつ、必要な検討を行つてまいりたい。

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 本号一部 二八円
余本 一〇円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十九年四月十七日

○第九十三回 参議院会議録第十七号

平成二十九年四月十七日(月曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十七号

平成二十九年四月十七日

午前十時 本会議

第一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
日程第一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○國務大臣世耕弘成君登壇、拍手
○國務大臣世耕弘成君 ただいま議題となりました原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約六年が経過する中、福島復興再生を一層加速していくため、昨年末に原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

平成二十九年四月十七日 参議院会議録第十七号

し、必要な対策の追加、拡充を行うこととしました。

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は、福島復興再生の大前提であります。本基本指針に基づき、東京電力が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、長期にわたる巨額の資金需要に対応するため、制度を固く整備し、廃炉の実施をより確実なものとしていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、事故炉廃炉の確実な実施を確保すべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対し、廃炉に必要な資金を、毎年度、国の認可法人である原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てる義務を課します。

第二に、積立金の額は、同機構が、廃炉の実施に関する長期的な見通し等を踏まえて定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととします。

第三に、事故炉の廃炉を行う原子力事業者は、廃炉作業に充てるために積立金を取り戻す際には、同機構と共同して取戻し計画を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないこととします。

第四に、主務大臣による積立金の額の認可等に当たり、必要な場合には、国の職員又は同機構の職員が、事故炉の廃炉を行う原子力事業者の本社

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

や廃炉作業の現場に立入検査を行うことを可能とします。
以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。磯崎哲史君。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 民進党・新緑風会の磯崎哲史でございます。
会派を代表し、ただいま議題となりました原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案、いわゆる原賠機構法改正案について質問いたします。

東日本大震災から六年、熊本の震災から一年が経過をいたしました。復旧・復興が思うように進まない、そうした被災地の皆様の思いとともに、今後とも復興に向けた諸活動に取り組んでいく決意、まず述べさせていただきます。

とりわけ厳しい環境に置かれているのが福島県であります。福島第一原子力発電所の事故炉は燃料プリアの取り出しめどさえも立たない状況であり、いまだ避難をされている方々が県の内外を合わせて約七万二千名もいる中、原発事故との戦いは長期に及ぶことは間違いありません。

こうした環境の中、福島から他県に避難している子供たちに対するいじめの報道に、同僚国會議員を含め多くの方が胸を痛めておられることと思ひます。文部科学省において実態調査が行われましたが、松野文部科学大臣におかれましては、事態の収束に向けて、メッセージの発信にとどまらず、継続した対応をお願いしたいと思います。

一方、このように解決すべき課題が山積しているにもかかわらず、避難は本人の責任、裁判でも何でもやればよいなど公式の記者会見の場で言い放ち、どなり散らす今村復興大臣の言動には正直言葉を失いました。複雑な感情を抱えながら少しでも前進していこうとしている被災地域、福島

の皆さんに全く寄り添うことのできない大臣に、復興を進めることができるとは到底思えません。逆に、今すぐ大臣をお辞めいただくことこそが地元の方々の思いに寄り添うことであり、復興を進めることにつながることをまずは指摘しておきたいと思ひます。

今回の今村復興大臣を始め閣僚による相次ぐ問題発言の根底には、安倍内閣の数のおごりがあると言わざるを得ません。
また、国民が求めている森友学園問題の真相究明は終わっていませんし、安倍内閣で始まった国家戦略特区制度を使った加計学園による獣医学部の設置経緯にも腑に落ちないところがあります。安倍内閣には、これらの問題についても質問や答弁を拒否することなく、謙虚かつ真摯な対応を求めます。

それでは、法案について質問してまいります。まず、福島第一原発事故に係る費用についてであります。
福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担というペーパーが飛び交っています。それによると、廃炉・汚染水、賠償、除染、中間貯蔵の四つの領域に係る費用の合計が、これまでの試算十一兆円から二十一・五兆円、およそ二倍に膨らんでいます。その結果、東電の負担分は七・二兆円から十五・九兆円、二倍以上に拡大することとなりました。

本法案の対象範囲はこうした廃炉・汚染水に係る費用のみであります。東電が賠償、除染も負担する立場であることを踏まえれば、本法案は、それらに対する費用負担も含め、電力会社の事業継続性に照らし合わせて議論することが適切と考えます。

今回の法改正においては、廃炉・汚染水に係る費用に関しては二兆円と見込まれていたものが八兆円に増加したことから、東電として年平均三千億程度の資金を準備することが求められることとなりました。しかしながら、現実的には、先ほ

ど申し上げましたように、賠償費用の負担も合わせると、東電の負担額は年平均五億円となりま
す。電気の安定供給のための東電の事業に支障と
ならない金額、また、電気の消費者に著しい負担
を及ぼすおそれのない金額として捻出できそうな
金額とはとても思えません。というのも、事故前
の電力事業が地域独占や総括原価方式などで守ら
れていた二〇一〇年度までの十年間平均の東電の
収益を經常利益で見ると、年間二千七百億円強に
すぎません。

今後事業改革に拍車を掛けていく計画にある
とはいえ、その一方で競争環境が厳しくなってい
る中、毎年三千億円あるいは五千億円を拠出して
いくことが可能なでしょうか。東電が多額の資
金を継続して拠出していくことに不安を抱いてい
るとしても不思議ではありません。世耕原賠機構
担当大臣は、本日に現時的な拠出額とお考えなの
でしょうか。答弁を求めます。

政府によれば、東電の収益水準は過去三年間の
平均において年間約四千億円規模であるとのこと
ですが、どのように算出されたものなのでしょうか。
算出根拠は確かなものなのでしょうか。担
当大臣からの説明を求めます。

廃炉に至るまで最低でも二十年、四十年も掛か
ると言われる中で、今回費用が膨張したように、
必要な費用が今後更に増えていく可能性を否定で
きません。もし、その中で東電の負担が更に大き
くなってしまった場合の負担の在り方について、
政府としてどのような検討をするのでしょうか。
担当大臣に伺います。

また、今回の廃炉・汚染水費用八兆円の試算に
ついては、機構の責任において評価したものでは
なく、また経産省として評価したものでもない
とされています。この数字に政府が責任を持たない
とすれば、私たちは一体何を審議しているのだ
でしょうか。本法律案を議論する大前提として、ま
ずは試算により増加した六兆円という数字に政府

として責任を持つべきと考えますが、担当大臣の
答弁を求めます。

次に、東電の事業改革についてであります。
東電改革提言における東電の収益拡大目標につ
いて触れておかなければなりません。それは、提
言が想定する信頼回復の上での柏崎刈羽原子力発
電所再稼働についてであります。

同提言では、廃炉、賠償のための対応を確実な
ものとするために、二基を再稼働することによつ
て年間一千億円の利益を生み出すこととしていま
す。

しかし、その柏崎刈羽原子力発電所はとい
うと、重大事故時の対策拠点の一つにする予定だつ
た免震重要棟が、想定される地震の半分にも耐え
られない可能性があることが本年二月に明らか
になりました。これでは東電改革のそもそもの前提
条件が崩れつつあると危惧しますが、代替案の可
能性も含め、どういった対策を講じていくので
しょうか。担当大臣の答弁を求めます。

また、除染費用における東電の負担は四兆円と
なり、そこには株式売却益を充てることを想定し
ているとのことですが、現在、機構が保有
する東電株式の総額は一兆円であり、どのように
して四兆円の売却益を得るつもりなのでしょうか。
事業利益の大部分が賠償や廃炉の費用等に充
てられていく構図の中で、東電の株価が上がる
と見る根拠がよく分かりません。その妥当性につ
いて、担当大臣の見解をお聞かせください。

そもそも今になって、経営努力によりいかなり
年間数千億円の収益が拡大するといった自信は
どこから来るのでしょうか。それが可能ならば、
なぜ今までやってこなかったのか。疑問を呈させ
るを得ません。こうしたもくろみがそととおり
ならず、国民負担が増大することにつながるとし
たら、看過できません。企業価値を高めていくた
めの諸施策につき、その内容、具体的にいつから
実現するのか、その見通しについて担当大臣の説

明を求めます。

東電改革提言では、先ほど述べた年間五千億
規模の資金確保等を求める一方、東電の競争力の
維持、安全防災、そして原子力の廃炉事業のため
に人材の維持確保と育成がうたわれています。

しかし、膨大な資金の確保にこだわれば、や
やと雇用を縮減する方向にかじを切るうとす
る経営判断がされる可能性もあります。そうなつ
た場合、国家的事業と位置付ける長期の廃炉事業
や、電力の安定供給、収益を生み出していくため
に強力に推進していかねばならない改革事業
などにもネガティブな影響を与えることが懸念さ
れます。必要不可欠な人材の確保と育成につ
いて、国としてどのような支援を行うつもりな
のでしょうか。担当大臣、お答えください。

あわせて、三・一一以降、過酷な条件下で働
いていく従業員の安全対策や、事業構造改革を進
めていく上での労働環境の整備を行っていくことが
欠かせないと考えますが、こうした環境をどのよ
うに整えていくべきとお考えでしょうか。担当大
臣の答弁を求めます。

次に、託送料金の合理化についてお尋ねいた
します。

本改正案が成立した場合、福島第一原発の廃炉
に向けた財源確保策として、送配電事業合理化分
を事故廃炉事業に優先的に充てられるよう制度改
正が行われます。託送料金の仕組みを活用するこ
ととなれば、これは新電力を含む東電管内の全利
用者が廃炉費用を負担していくことにはかなりま
せん。

また、仮に政府が想定するように、東電が託
送料金を合理化できたとするならば、それは本来で
あれば、電気事業法第十九条等に基づき、託送料
金の値下げに充てられるべきと考えます。事実上
の電気料金の値上げと受け取られても仕方ない
と思いますが、担当大臣の所見をお聞かせくだ
さい。

また、送配電部門の合理化分が廃炉費用に充てら
れた場合、その額をしつかりと毎年国民に示すべ
きであると考えますが、いかがでしょうか。答
弁を求めます。

託送料金は安全に電気を運ぶための料金であ
り、送配電部門の人員費や送配電設備の修繕費で
あると理解しています。そうしたことからすれば、
当該部門を合理化するということにはいささか
の不安を感じるのには私だけではないはずで、埼
玉原新座市で起きた火災によつて都内で大規模停
電が起きたことは記憶に新しいところで、送配
電部門の合理化をいたすらにあおることによつ
て、停電や事故を誘発するようなことには
本末転倒です。必要以上の合理化や単なる人員削
減で安全対策がおろそかにならないようにするた
めの方策について、担当大臣の答弁を求めます。

次に、原発の廃炉で避けては通れない課題であ
る最終処分場の問題があります。

既に国内で一万七千トン超もたまつている使用
済核燃料、全国各地の原発における貯蔵能力は限
界に達しつつあります。しかし、政府は最終処分
場の問題で国が前面に出て対応する方針を打ち出
したものの、その言葉以上の具体的な方策が全く
聞こえてきません。国民の不安を払拭するために
も、最終処分場の選定方法や検討状況、その手続
について、担当大臣のお考えをお聞かせくだ
さい。

最後に、国の責任についてであります。

東日本の復興という大目的を踏まえれば、福島
第一原発の廃炉の最終責任は国家にあるというこ
とに異論はないでしょう。国の責任の在り方を検
討すべきだということは、衆参両院の附帯決議に
も度々示されてきた国会の意思でもあります。

ところが、国の責任の範囲は不明瞭なまま
です。原発政策は国が中心になって進めてきたもの
を超えざるを得ない状況で、経営陣にも人を送り込んで
いることも現実です。

通常、株主としての責任には負債を肩代わりすることまでは含んでいないことを承知してはいるが、そろそろ何らかの明確で現実的な国の責任の範囲を示すべきではないかと考えます。そうすることによって、東電の皆さんがモチベーションを高め、強い責任感を持って、やる気と創意工夫を発揮することにつながり、やがて改定されていく東電の新たな総合特別事業計画の実行を力強く後押しすることになると考えますが、担当大臣のお考えを伺います。

私たち民進党は、原発事故にきちんと正面から向き合い、一日も早い円滑な廃炉を目指していくことを申し上げ、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君 磯崎議員にお答えいた

○国務大臣(世耕弘成君) 磯崎議員にお答えいたします。

廃炉、賠償のための資金の確保の実現性についてお尋ねがありました。

東京電力は、福島第一原発の事故以降、廃炉や賠償等に必要資金を捻出するため、約三兆円の合理化を行っております。その結果、過去三年間の収益水準は約四千億円となっており、今後、発電や小売部門での合理化や事業範囲の拡大に加えて、送配電事業における大胆なコスト削減などを行うことで、現行の収益水準を約五千億円にまで引き上げることが十分に可能だと考えております。

東京電力の過去三年間の平均収益水準についてお尋ねがありました。

御指摘の約四千億円という数字は、東京電力が二〇一三年度から二〇一五年度にかけて、福島第一原発の廃炉や被災者への賠償のために支出した金額と、これらを差し引いた上で算出された東電の利益の金額を足し上げたものの年度当たりの平均額であります。これは、言わば東京電力の実際の稼ぐ力、すなわち収益力であり、昨年の東京電力改革・I・F問題委員会において報告された数字であります。

字であります。福島第一原発の廃炉に係る費用についてお尋ねがありました。

福島第一原発の廃炉は、世界にも前例のない困難な作業です。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針や工法が決定されておらず、そうした中で廃炉に要する資金を具体的に合理的に見積もることは非常に困難であります。そうした中でも、廃炉等を着実に実施していく観点から、現時点で可能なことはあらかじめ対応していくことが国としての責務と考えます。

このため、廃炉に関する専門的知見を有する原子力損害賠償・廃炉等支援機構に依頼し、その機構において、有識者のヒアリング結果を基に、一定の蓋然性を有するものとして六兆円と算出したものであります。この数字は、現時点における最新の情報に基づき保守的に計算されたものであると認識しており、上振れることは想定しておらず、したがって、所要資金が増えた場合の追加的な対応を想定することが必要とは考えておりません。

柏崎刈羽原発の再稼働についてお尋ねがありました。

まず、柏崎刈羽原発の免震重要棟の問題については、東京電力のデータの出し方等が原因で厳しい批判を招く事態を引き起こしたことは誠に遺憾です。引き続き、東京電力に対して強く指導してまいります。

昨年末の東電委員会提言においては、改革の第一段階として東電の単独コスト改革によって廃炉、賠償のための年間約五千億円の収益水準を確保し、その上で、柏崎刈羽原発の再稼働は、改革の次の段階として、廃炉、賠償に係る資金確保をより確実なものとするために必要なステップと位置付けております。

東京電力は、安全確保を最優先に取り組みことはもちろん、国民の不安や懸念にしっかりと応え、国民の信頼を取り戻すべく努力することが極めて重要と考えております。

東京電力には、個別の再稼働の可否にかかわらず、こうした国民の信頼回復を始めあらゆる分野での取組を積み上げ、福島への責任を果たしていただく必要があると考えております。

東京電力の企業価値の上昇の実現についてお尋ねがありました。

東京電力の株式売却益四兆円を確保することは決して容易ではありませんが、売却益の確保は腰を据えて長い時間を掛けて実現していくものであります。電力にとつて海外を含め大きな成長機会が広がっていること、他産業においても経営改革の断行によつて時価総額を数倍から十倍程度に上昇させた事例があることなどを考慮すれば、決して不可能なことではございません。

東京電力は、震災以降、様々な経営改革に取り組んでまいりました。今後、新しい経営陣を迎え、東電委員会でも示された他社との再編、統合といった更なる改革も断行してもらいたいと考えております。

東京電力の人材の確保や育成についてお尋ねがありました。

東電改革の実行は、現場の一人一人の行動と努力に懸かっています。一人一人が気概を持って挑戦し、行動できるような環境整備が重要です。東電は、既に、次世代を担う若手や女性管理職の登用の拡大、高度な専門能力を有する外部人材の登用を進めるほか、新卒採用も再開し、適切な新陳代謝が行われるようにするなど、人材確保や育成に資する取組がなされていると承知しております。政府としても、引き続き、こういった取組が着実に進められ、現場が活性化するように適切に指導していきたくと考えております。

東京電力で働く従業員や労働環境、そして送配電部門の安全対策についてお尋ねがありました。

従業員の安全対策や労働環境の整備は、東電自身が責任を持つて行うことが大原則です。実際、東電は、分社化後もグループ全体で防災体制を構築するとともに、福島第一原発においては敷地の除染を進め、構内の約九割で一般作業服での作業を可能とするなど、作業員の負担軽減の取組を進めております。国としても、引き続き、こういった安全対策や労働環境が整えられるよう適切に指導監督してまいります。

また、送配電部門において安全対策のために必要な投資や人材確保を図るために必要な費用については、基本的には託送料金原価に算入することとしております。そうした中で、東電には、送配電事業に真に必要な費用が削減され、それによつて支障が生じるなどという事態が発生しないようしっかりと取り組んでもらいたいと考えております。

託送の合理化分についてのお尋ねがありました。

今回の措置は、世界にも前例のない困難な事業である福島第一原発の廃炉に当たり、東電に対して改革のインセンティブを付与することで東電のグループ総力を挙げた合理化努力を引き出し、資金捻出を図る観点から、合理化分を廃炉費用に充てることのできるようになります。これは、そもそもこの措置がなければ実現しないような合理化を引き出すものであることから、実質値上げであるとの指摘は当たらず、むしろ、東電の最大の合理化努力を引き出すことで国民負担の抑制に資するものと考えています。

実際に廃炉費用に充てられた額については、電力・ガス取引監視等委員会が毎年行う託送収支の事後評価等において明確化するとともに、ホームページでの公表などの情報提供を適切に行ってまいります。最終処分についてお尋ねがありました。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、

現世代の責任として解決すべき重要な課題です。その処分場所は、三段階の調査を経て選定することが法定されています。一昨年五月に最終処分法に基づき基本方針を改定し、国民の皆様に関心や理解を深めていただくため、地層処理に関する地域の科学的な特性を全国地図の形で示すこととするなど、国が前面に立つて取り組むこととしました。地図の提示に必要な要件、基準について、専門家の方々にお集まりいただき、原子力委員会からの評価やパブリックコメントなども踏まえ、二年間にわたって精力的に議論を重ねてまいりましたが、まさに先週、その議論の成果が得られたところです。

今後は、この地図の提示の前に、その趣旨などについて改めて国民や自治体の皆様にお伝えしていくことが重要と考えています。国民の皆様様の御理解を得ながら一歩ずつ着実に進めてまいります。

福島第一原発の廃炉に係る国の責任範囲についてお尋ねがありました。

福島第一原発の事故に係る廃炉の対応については、炉の設置者である東電が最後まで責任を持つて行うという大原則を踏まえつつ、その上で、福島島の復興再生を一日も早く実現するため、国も前面に立つて対応していくこととしています。

このような考えに基づき、円滑な廃炉の実施のため、国は必要な予算措置、立法措置を講じていくところです。具体的には、技術的難易度の高い研究開発に対する財政措置に加え、中長期にわたる、着実に廃炉を進める資金を確保するための積立金制度の創設や、東電の経営合理化分について、福島第一原発の廃炉のために活用できる措置を講ずることとしています。

こうした取組により、福島第一原発の廃炉を着実に進めるとともに、東電の経営改革を国としてもしつかりと後押しをしてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 辰巳孝太郎君。

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法改正案について質問をいたします。

まず、今村復興大臣に伺います。

大臣は、今月四日、福島原発事故の自主避難者への住宅の無償提供の打ち切りをめぐり、本人の責任、裁判でも何でもやればよいなどと国の責任を放棄する発言をいたしました。絶対に許すことはできません。自主避難者は国の原発政策の被害者です。大臣、そもそもその認識はありますか。

子ども・被災者支援法は、避難指示が解除されようとなれば、原発事故から避難し、どこに住むかは避難者の権利であること、国はそれを支援することを明確に定めています。三月十七日の前橋地裁判決でも、自主避難者に対する賠償と国の法的責任が認められました。

大臣発言は、国の責任を放棄する安倍政権の本音が出たものではありませんか。帰りたいくても帰れない、それが被災者の声であり、実態であります。大臣はそれでも、帰らないのなら自己責任だと言えますか。被災者に寄り添うというなら、被災者の怒りの声を受け止め、直ちに辞任すべきです。答弁を求めます。

被災者には自己責任と冷たく言い放ちながら、事故を起こした東電と国の責任を曖昧にし、国民に負担を転嫁する仕組みを新たに作るのが本法案です。

東電改革提言では、東電の債務超過を回避させながら、国民に新たな原発事故費用を負担させる計画が打ち出されました。原発再稼働と原発海外輸出がこの改革の実現の条件だとし、それが福島への責任だと述べています。圧倒的多数の福島県民を始め、大多数の国民の声は、原発再稼働に一貫して反対をしています。大臣、福島への責任と言ふのなら、まぎらふさことなりわいと普通の暮

らしを奪った原発からの決別をきっぱり決断すべきではないですか。

事故処理費用について伺います。

この提言が示すとおり、二十一・五兆円で済むのでしょうか。政府は、廃炉・汚染水対策費用八兆円について、保守的の上振れしない妥当な金額と言っています。しかし、この試算は、燃料デブリの取り出しまでの試算にすぎません。燃料デブリを取り出した後の輸送や貯蔵、処分、原子炉施設解体の総費用は、三十年から四十年後に示すと言ったきりです。つまり、幾らになるか分からないのです。大臣、莫大な廃炉費用を、この先ずっと国民に負担をさせるというのですか。

日本経済研究センターによる試算では、事故費用は、廃炉・汚染水処理、賠償、除染などで総額七十兆円に上るとされており、国家予算にも迫る金額です。また、同試算では、原発による電力価格が火力を上回るとしています。大臣はこの試算をどのように受け止めますか。青天井に膨張する費用を加味してもなお原発は低廉だと言えるのですか。

本来、経営合理化による超過利潤は、電気料金を下げて消費者に還元すべきです。しかし、提言では、これらを廃炉費に優先的に充てるとしており、消費者には実質的な値上げとなります。また、その利潤幅について、妥当性や合理性を国会がチェックする仕組みもありません。国民の承認なく、際限なく値上げが可能なスキームを認めるわけにはいきません。

賠償費用についてお聞きします。

政府は、原子力損害賠償制度の不備だったとして、賠償費の不足分である二・四兆円を四十年にわたって消費者から徴収しようとしています。また過去分の不当請求であり、国民から納得を得られるはずはありません。原発事故以降、原発由来の電力は使いたくないと新電力を選択した方々や、原発事故後に生まれた人々への費用の徴収

を一体どうやって正当化するのか、お答えください。

また、大臣は、この仕組みを通商の商取引ではないと言っています。では、どのような取引なのか。原賠機構法上の条文はありますか。お示しください。

この度のスキームは、発送電分離、電力自由化などを盛り込んだ電力システム改革の下で、唯一総括原価方式が残る託送料金に賠償費用を上乗せし、消費者にツケ回しをしようというもので、到底納得できません。

原賠機構法は、原発事故の加害者である東京電力を何度でも資金援助するスキームの下で発足し、実質債務超過の東電を虚構の黒字決算にして延命をさせてきました。大臣は、事故費用について、国民全体が原子力に裨益をさせたのだから国民全体で負担をせよと主張しています。ならば、真つ先に負担すべきは、事故と放射能汚染を起した東電に加え、まさに原発事業から裨益を上げてきた株主、メガバンクなどの貸し手、原子力メーカーではありませんか。とりわけ、メガバンクは事故以降も莫大な利益を上げています。

大臣、事故以降、東電が支払った銀行借入れや社債への利息は幾らになつていきますか、お答えください。また、今後、事故炉以外の廃炉の費用についてもこの託送料金に乗せをするつもりですか。また、それは幾らになるのですか、お答えください。

大臣は、国や事業者が安全神話に浸つてきたことを反省するとも述べています。しかし、歴代政府は、我が党や多くの科学者からの指摘や、チェルノブイリなどで明らかになつた原発の危険性を無視し続け、福島原発事故を招きました。危険性を語れば原発は造れない。政府は、安全神話を国民に振りまいて、地震大国日本に原発を増設させてきたということではありませんか。

原発がなくても電力は足りています。むしろ原

券に固執することが日本経済にとつて大きなリスクです。

東芝は、二〇一七年三月期の決算で約一兆百億円の連結赤字となり、債務超過は六千二百億円の達するとい見通しです。監査法人が結論不表明の報告書を提出するという異常な事態に至っています。国内企業の単年度の赤字は製造業では過去最大であり、全産業で見ても東京電力に次いで史上二位です。日本企業の決算で史上二位、二位の赤字が原発によつてもたらされたということは、原発ビジネスが日本経済の重荷になっていることを物語っています。事実、各地での工場閉鎖や一万人以上の人減らしは、雇用や下請など地域経済に深刻な影響を及ぼし、技術の流出も懸念されています。

大臣、国策として政官財一体となつて原発推進路線をひた走り、こうした結果を生じさせた責任をどう考えておられますか。また、福島復興、日本経済のためにも、原発と決別すべきではありませんか。

日本共産党は、事故処理に当たっては、原発利益共同体に成分の負担を求め、究極の高コスト電源である原発をベースロード電源とするエネルギー基本計画を撤回させ、原発政策からの撤退を行い、再生可能エネルギーの普及に全力で取り組む路線に転換することに全力を尽くすことを決意申し上げ、私の代表質問といたします。(拍手)

〔国務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕
○国務大臣(世耕弘成君) 辰日議員にお答えいたします。

東京電力の原子力事業についてお尋ねがあります。昨年末の東電委員会では、福島第一原発事故による廃炉、賠償などに要する資金が拡大する中で、その資金を捻出し、福島への責任を果たすために、東電がいかなる改革を行うべきか御提言をいただきました。この中で、原子力事業について

は、発災事業者としての自覚の下、地元本位と安全最優先で信頼回復を行うことを前提とした上で進めていくことが述べられております。東電には、提言を踏まえて改革を断行し、福島への責任を果たしてもらいたいと考えております。

廃炉費用の負担についてお尋ねがありました。福島原発事故に係る資金については、東京電力が責任を持つて確保し、負担することが大原則であります。今般お示しした廃炉の所要資金八兆円については、東電が合理化に最大限取り組みることによつて捻出し、確保してまいります。

福島第一原発の事故対応費用に係る民間の試算についてお尋ねがありました。

その試算は、国がお示した試算とは相当異なる前提を置いており、単純に比較することは適当ではないと考えております。例えば、当該試算は、汚染水処理費用についてトリチウムを分離することを前提に、最大二十兆円掛かると試算しておりますが、国の有識者会議では、トリチウムの分離については直ちに実用化できる段階にある技術が確認されなかつたと報告されており、前提が異なります。また、発電コスト試算について、政府としては、二〇一五年の発電コスト検証において、事故対応費用が増加した場合の感度分析も行っており、その結果は妥当であると考えております。

原発のコストについてのお尋ねがありました。原発の発電コストについては、直近の発電コスト検証の際に、事故対応費用が増加した場合の発電コストへの影響を機械的に算出することができると、感度分析を行つております。その試算に従うと、仮に福島第一原発事故関連費用が十兆円増加した場合、原発の発電コストはキロワットアワー当たり十・二から十・四円となり、福島第一原発事故の賠償費用等を勘案したとしても低廉な電源と考えられます。

託送の合理化についてお尋ねがありました。

今回の措置は、世界にも前例のない困難な事業である福島第一原発の廃炉に当たり、東電に対して改革のインセンティブを付与することで、東電のグループ総力を挙げた合理化努力を引き出し、資金捻出を図る観点から、合理化分を廃炉費用に充てることができると考えております。これは、そもそもこの措置がなければ実現しないような合理化を引き出すものであることから、実質値上げであるとの指摘は当たらず、むしろ、東電の最大限の合理化努力を引き出すことで国民負担の抑制に資するものと考えております。

なお、国としては、託送料金が高止まりすることがないよう、東電に対して、福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元を生み出すような最大限の合理化を求めるとしてまいりたいと考えています。

賠償への備えの不足分に関する負担の在り方についてお尋ねがありました。

賠償への備えの不足分については、政府としても、福島事故前の制度が不十分であったことを真摯に反省しつつ、福島を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用していた実態があること等も勘案し、消費者間の公平性の観点から、託送制度を利用した公平な回収措置を講ずることといたしました。

この措置について、一部の消費者の受益と負担が一致しないとの御指摘ですが、現在の規制料金においては、受益と負担の厳密な一致までは求められておらず、全ての消費者から回収することにより公平性を確保することとしております。賠償への備えの不足分に関する措置の考え方についてのお尋ねがありました。

電気事業は、電気事業法に基づく規制料金の下で、将来に追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を回収することは認めず、費用の発生が明らかになった時点でその時点の料金原価に算入し、全ての消費者から回収する

ことで消費者間の公平性を確保するという考え方で運営されてきました。つまり、原賠機構法というよりも、こうした電気事業法に基づく規制料金の下に置かれていたという点を捉えて、電気事業は通常の事業とは異なると申し上げているところでありました。

原発事故以降に東電が支払った利息の額についてお尋ねがありました。

東京電力の有価証券報告書によれば、借入れや社債などに対する東京電力の支払利息は、平成二十三年以降に降下した。平成二十七年までの五年間で計約五千四百六十億円となっております。

通常の原発の廃炉に伴つて生じる費用についてお尋ねがありました。

原発依存度を低減し、廃炉を円滑に進める観点から、現在既に廃炉に伴つて一括して生じる費用を分割して計上することを認める会計上の措置を講じていますが、こうした措置は、小売の規制料金が撤廃された場合には制度が成り立たなくなり、原賠機構法に規定された措置が成り立たなくなり、原賠機構法の効果が継続させる必要があらため、今回、制度の継続に必要な費用を託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしましたが、その金額は廃炉の時期や設備の償却の状況などによつて異なるため、現時点でお示しすることは困難であります。

これまでの原発の増設及び原発との決別についてお尋ねがありました。

原子力の利活用の在り方については、政府として長期計画等で示してきたことは事実ですが、具体的な個々の原発の建設や運営については、民間事業者の判断によつて進められてきたものと認識をしております。

資源に乏しい我が国が、エネルギー供給の安定性を確保し、気候変動の問題にも配慮しつつ確保するためには、原子力はどうしても欠かせないことができません。いかなる事情よりも安全性を最優先

平成二十九年四月十七日 参議院會議録第十七号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

し、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進めるといふのが政府の一貫した方針であります。東芝の問題に対する政府としての責任についてお尋ねがありました。

我が国においては、国内にある燃料だけで数年にわたって発電を続けることができ、運転時に温室効果ガスを排出せず、経済性の高い電源である原発の活用は引き続き重要です。政府としては、福島原発事故の反省を踏まえ、いかなる事情よりも安全を最優先にしつつ、原子力政策を進めることとしております。

他方、原発に関する個々の事業を具体的に進める主体は民間事業者であり、原子力をめぐる事業環境や各社の経営事情に基づき、各事業者が各自の責任において実施されるものだと考えております。(拍手)

(國務大臣今村雅弘君登壇、拍手)

○國務大臣(今村雅弘君) 私の記者会見での発言等に関するお尋ねがありました。

自主避難者の皆様が原発事故のために避難されていることにつきましてはよく承知をいたしております。その上で、御指摘の発言につきましては、帰還されるかどうかは、仕事の関係や子供の教育等様々な事情がある中、それぞれ御本人の自主的な判断を尊重すべきとの思いで述べたつもりであります。

しかしながら、原発事故のために避難しておられるにもかかわらず、避難そのものまでが自らの責任のような伝わり方と印象を与えてしまい、この点について深くおわび申し上げます。

国としては、これまでも子ども・被災者支援法の趣旨を踏まえ取り組んできたところであり、今後引き続き、それぞれの御事情に応じて生

活の再建が果たされるよう、福島県と連携し、しっかりと取り組んでまいります。また、私としても、引き続き、誠心誠意職務に当たり、被災者に寄り添い、被災地の一日も早い復興再生に全力を尽くしてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君、石井章君)

(石井章君登壇、拍手)

○石井章君 日本維新の会の石井章です。

私は、日本維新の会を代表し、ただいま議題となりました原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案について質問いたします。

我が党は、原子力政策については、安定的な代替エネルギーの開発促進とともに、電力、エネルギーの競争市場の確立により原発依存度を下げていくのが現実的と考えております。一方、原発再稼働のためには、最終処分場の問題をクリアする必要があるとともに、原発事故があつた場合の国、事業者、自治体などの責任の明確化、透明化が必要と考え、そのための法案も提出しております。

議題となつております原子力損害賠償制度についても課題が残されていると考え、法案を提出しております。福島第一事故の半年ほど後に原子力損害賠償支援機構法の附則で求められた国等の責任の明確化について、我が党は一昨年に議員立法で法案化したいたしました。

内閣府特命担当大臣にお伺いいたします。

現行の原子力損害賠償制度では、事業者の無限責任を定めながら、結局は国が交付国債や出資等の形で負担をしており、誰がどこまで責任を負い、その負担をどのような形で国民に転嫁するのか、かえつて分かりづらい制度となつていないのか、かえつて分かりづらい制度となつていないのか、御認識をお伺いいたします。今年一月、内閣府原子力委員会の専門部会は、無限責任制を維持する方針を決定いたしました。

これに対し我が党の法案は、国、事業者の責任を明確化、透明化する趣旨で、事業者責任について、諸外国の例をはるかに上回る五兆円を上限額として設けた有限責任制としております。

内閣府特命担当大臣にお伺いいたします。

原子力損害賠償について事業者を無限責任としたままでは、予測可能性が低いために原子力事業自体を続けるのが難しくなるか、事業者の責任を事後的に国が幾らでも補填していく結果とならないでしょうか。事業者の無限責任を定めることにかえつて事業者の国家予算への依存を生み、結果として企業責任が十分問われない事態とならないでしょうか。御認識をお伺いいたします。

以上は原子力損害の責任に関する責任の明確化の問題ですが、本法案の前提となつて居る廃炉・汚染水処理費用の算定についても同様に責任の明確化、透明化が必要と考えております。

本法案の内容は、廃炉・汚染水処理費用につき、有識者ヒアリング結果により、新たにデブリ取り出し費用として六兆円が加算されて八兆円に上つたことに伴い、東京電力の収入の中から年間三千億円程度の金額を三十年間にわたつて積み立てていくものであります。

六兆円の算出根拠は、スリーマイル島の原発事故と比べて、デブリの取り出し量が約二倍、原発の基数が三基で三倍、デブリの分散や高放射線下の作業、物価の上昇などで十倍掛かるので、スリーマイル島で掛かつた費用一十億円の約六十倍で六兆円と算出されました。大変粗い試算方法と

も感じますが、前例のない難しい試算を有識者が行ったものであり、数字については一定の理解をすべきものと考えております。問題は、費用算出に関わる責任の所在であります。この算出結果に対し、経済産業省は、経済産業省として評価したものではないことに留意とし、原子力賠償機構は、機構の責任において評価

したものではありません点に留意されたいとしております。両者が互いに責任の回避をしているように見え見えます。そこで、内閣府特命担当大臣にお尋ねいたします。

廃炉等積立制度による積立金の規模を決める根拠となつたデブリ取り出し費用が六兆円という算出は、確かに政府の責任で行われたものでしょうか。御認識をお伺いいたします。

関連しまして、もしもデブリ取り出し費用が六兆円をはるかに上回るものとなつた場合、誰の、あるいはどの機関の責任となるのか、また具体的にはどのような追加的対応を取るようになるのか、併せて内閣府担当大臣にお伺いいたします。

次に、廃炉等実施認定事業者である東電ホールディングスに関連して質問いたします。

平成二十八年十二月二十日に、東京電力改革1F問題委員会から提言が出されました。この提言によれば、廃炉に係る三千億円と賠償に係る二千億円の合計年間五千億円は毎年の収入から確保するとしております。

同じ提言では、廃炉、賠償、除染、中間貯蔵施設等に係る費用の総額を約二十一・五兆円とし、そのうち東京電力が捻出する資金を約十六兆円としております。そして、東京電力の企業価値を高めて株価を上げた上で、原子力賠償機構が所有している一兆円の東京電力株を売却することによつて除染のための費用の四兆円を捻出することとしております。しかし、ここで想定されているような売却益に頼ることは、企業価値が高まる技術的、経営的な裏付けがなければ、財源の捻出方法としては問題があると考えております。

そこで、内閣府特命担当大臣にお伺いいたします。柏崎刈羽原発の再稼働が見通せない上、廃炉、賠償等を進めながらの共同事業体設立にもほかの

事業者の協力が得られるか不明確な状態で、除染費用の確保に十分なほどの企業価値の上昇はどのように実現されるのか、見通しをお伺いいたします。また、企業価値が十分に上がらなかつた場合の費用負担の在り方についても併せてお伺いいたします。

最後に、機構に納付される事業者の負担金に關連してお伺いいたします。

元々、原子力事業者は、原子力事故に備えるため、機構法に基づき一定の負担金を機構に納付することを義務付けられています。東京電力は、一般負担金として五百六十億円、特別負担金として五百億円から七百億円程度を毎年負担して参ります。一般負担金の額は過去の経常利益の平均額を参考に出し、特別負担金は収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しないのできるだけ高額の負担をせよと業務命令で定められています。本法案では、これに加えて廃炉等積立金を積む義務が課せられます。

内閣府特命担当大臣にお伺いしますが、負担金に關するこうした重い納付義務に加えて、本法案での積立義務を間違った履行できるほどの経営体力や将来性が東京電力にあるのでしょうか。御認識をお伺いいたします。

私たち日本維新の会は、原子力政策について、国民負担の明確化、透明化を求めています。問題の先延ばしをせず、福島第一事故の関連費用や原子力産業のバックエンドコスト等の政治的に解決困難な課題についても、国民に社会的費用を率直に示して責任の所在を明確にしつつ、あるべき政策を訴えてまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

【國務大臣世耕弘成君登壇、拍手】

○國務大臣(世耕弘成君) 石井議員にお答えいたします。

原子力損害賠償制度の在り方についてお尋ねがありました。

現行の原子力損害賠償制度では、原子力損害賠償法で、事故を起こした原子力事業者が無責任を負うことが規定されており、その上で、事故を起こした事業者が円滑に賠償責任を果たすため、原子力損害賠償法や原子力損害賠償・廃炉等支援機構法など関連する法令等において明確な制度が整備されており、そのような仕組みについて、引き続き関係省庁とも連携しながら、分かりやすい説明に努めてまいります。

原子力損害賠償制度における事業者責任の在り方についてお尋ねがありました。

まず、原子力損害賠償制度の見直しについては、現在、原子力委員会の専門部会において、一昨年五月から検討が行われており、昨年八月にはこれまでの議論を踏まえ中間的な論点整理が行われましたが、原子力事業者の責任の在り方を含め、結論が取りまとめられた事実はないと承知しております。むしろ、仮に事業者の無限責任を前提とする場合であっても、例えば賠償措置額を引き上げるなどの措置により、原子力事業者の予見可能性を確保し、事業継続が可能な制度設計とすることができるとの議論も行われていると承知しております。

他方で、原子力事業者を無限責任としている現行制度においても、国の関与の在り方は法令等において明確に規定されているため、国が事業者の責任を上限なく補填することとなるのではないかと御指摘は当たらないと考えております。

福島第一原発のデブリ取り出しの費用の試算についてお尋ねがありました。

福島第一原発の廃炉は、世界にも前例のない困難な作業であります。現時点では燃料デブリの取り出しの作業方針や工法が決定しておらず、そうした中で廃炉に要する資金を具体的にどの程度に積み重ねることが非常に困難であります。そうした中でも、東電改革の具体策や廃炉費用に係る制度整備の検討を進めるに当たっては、廃炉費用につ

いて一定の規模感を示す必要があつたため、廃炉に關する専門的知見を有する原子力損害賠償・廃炉等支援機構に依頼し、その機構において、有識者のヒアリング結果を基に、一定の蓋然性を有するものとして六兆円を試算したものであります。デブリ取り出し費用が試算を上回つた場合についてのお尋ねがありました。

今回お示した数字は、現時点で最新の情報に基づき、一定の蓋然性を有するものとして算出されたものであり、上振れることは想定しておりません。そのため、現時点で特段の追加的な対応を想定することが必要とは考えておりません。また、今回の試算は、工法が定まらず、合理的な見積りが困難な中で一定の規模感を示すための数字であり、何らかの責任が問われるといったものではないと考えております。

除染費用の確保のための東京電力の企業価値の上昇及び企業価値が上昇しなかつた場合の費用負担の在り方についてお尋ねがありました。

東京電力の株式売却益四兆円を確保することは決して容易ではありませんが、売却益の確保は腰を据えて長い時間を掛けて実現していくものであり、電力、ガスの自由化等の進展により、東京電力にとつても海外を含めて大きな成長機会が広がつていくこと、他産業においても経営改革の断行によつて時価総額を数倍から十倍程度上昇させた実例があることを考慮すれば、決して不可能なことではございません。

東京電力は、震災以降、経営合理化や分社化など様々な改革を相次いで実現してきましたが、今後は、次世代を担う若手から成る新体制の下で、東電委員会が示された他社との再編、統合といった更なる経営改革も断行して、企業価値の向上を実現してもらいたいと考えております。企業価値が十分に上がらなかつた場合のことを今から懸念するのではなく、まず、こうした東電改革に取り組みることが重要と考えております。

東京電力による賠償のための負担金納付と廃炉のための積立金納付の両立についてのお尋ねがありました。

東京電力は、賠償と廃炉を両立させるために、年間約五千億円程度の資金を確保することを目標としております。これを実現することは決して簡単ではありませんが、発電や小売部門での合理化や事業範囲の拡大に加えて、送配電事業における大胆なコスト削減などを行うことで、現行の収益水準約四千億円を約五千億円にまで引き上げるとは十分に可能だと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|----------|
| 議長 | 伊達 忠一君 |
| 副議長 | 郡司 彰君 |
| 議員 | 高木 かつり君 |
| | 矢倉 克夫君 |
| | 片山 大介君 |
| | 里見 隆治君 |
| | 石井 苗子君 |
| | 高瀬 弘美君 |
| | 今井 絵理子君 |
| | 清水 貴之君 |
| | 佐々木 ともか君 |
| | 平木 大作君 |
| | 浅田 均君 |
| | 秋野 公造君 |
| | 若松 謙維君 |
| | 石井 正弘君 |
| | 東 徹君 |
| | 杉 久武君 |
| | 井原 巧君 |
| | 三浦 信祐君 |
| | 小川 克巳君 |
| | 伊藤 孝江君 |
| | 熊野 正士君 |
| | 藤巻 健史君 |
| | 宮崎 勝君 |
| | 河野 義博君 |
| | 大沼 みずほ君 |
| | 儀間 光男君 |
| | 竹谷 とし子君 |
| | 新妻 秀規君 |
| | 中西 健治君 |
| | 石井 章君 |

決算委員

辞任

今井絵理子君

藤木 眞也君

里見 隆治君

新妻 秀規君

又市 征治君

補欠

朝日健太郎君

松川 るい君

熊野 正士君

宮崎 勝君

木戸口英司君

議院運営委員

辞任

進藤金日子君

松川 るい君

熊野 正士君

里見 隆治君

藤田 幸久君

補欠

今井絵理子君

藤木 眞也君

里見 隆治君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

藤田 幸久君

同日議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

主要農作物種子法を廃止する法律案

同日議院から次の質問主意書が提出された。

今般の世界情勢、特に米軍によるシリア攻撃や北朝鮮情勢に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第八〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興における仮設住宅間の住み替えへの対応に関する質問(第七六号)

参議院議員山本太郎君提出(総理大臣をやめる)との首相答弁に関する質問に対する答弁書(第七七号)

同日国会において承認することを議決した次の内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

主要農作物種子法を廃止する法律案

同日議院から次の質問主意書が提出された。

今般の世界情勢、特に米軍によるシリア攻撃や北朝鮮情勢に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第八〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興における仮設住宅間の住み替えへの対応に関する質問(第七六号)

参議院議員山本太郎君提出(総理大臣をやめる)との首相答弁に関する質問に対する答弁書(第七七号)

平成二十八年熊本地震からの復旧・復興における仮設住宅間の住み替えへの対応に関する質問主意書

平成二十八年熊本地震(以下「熊本地震」という)からの復旧・復興において、地方自治体が民間賃貸住宅を借り上げて提供している「みなし仮設住宅」に入居した被災者が、建設型仮設住宅や別のみなし仮設住宅への住み替えを希望しても認められない問題が生じている。地方自治体は、仮設住宅が応急的なもので一度供与したら変更できないとし、仮設住宅からの住み替えは恒久住宅であるべきとする災害救助法の原則を厳直に運用しているだけである。政府は地方自治体に対し、仮設住宅からの住み替え等について、被災者の実態に即した柔軟な対応を認めるよう、提言すべきであると考える。

このような認識の下、質問する。

一 東日本大震災においては、みなし仮設住宅に入居した被災者から事情変更により住み替えを求める声が高まっていたこと等を踏まえ、特別な事情がある場合に限り、仮設住宅からの住み替えが認められたケースもある。熊本地震においても、健康上の理由、就学・就労の事情等によって、現に入居している仮設住宅の環境が合わなくなり、住み替えを認めてもらいたいという被災者からの声が増えている。こうしたケースにおいて、政府は地方自治体に対し、建設型仮設住宅の空き部屋の活用を図り、住み替えを認めるように運用を改善すべきではないか。また、被災者が求めている住環境が、みなし仮設住宅でなければ確保できない場合も想定されることから、みなし仮設住宅への住み替えについても併せて認めるよう、幅広く被災者の事情を考慮し、柔軟に対応すべきではないか。

二 みなし仮設住宅は、建設型仮設住宅と比較して、早期の供与が可能であり、住環境も良好なものが多く、供与に要する費用を低額に抑える

平成二十九年四月十七日 参議院会議録第十七号

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

参議院議長 伊達 忠一殿

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

藤末 健三

平成二十九年四月十七日 参議院会議録第十七号

質問主意書及び答弁書

ことが出来る利点がある。一方、災害救助法により、みなし仮設住宅には、入居人数、家賃の上限等、厳格な基準が適用されており、これに該当しないものは認められない。この基準は、災害救助法の原則が現物支給であることを背景としており、みなし仮設住宅の活用を狭める一因となっているのではない。現物支給だけでなく、家賃補助のような形で現金支給する仕組みも加えれば、例えば、家賃の上限を超過した額を被災者が自己負担することによって、被災者が事情に合った住宅に入居するなど、みなし仮設住宅の活用が広がることとなる。政府は、このようにみなし仮設住宅に関する基準の緩和を図ることによって、被災者の住み替えの需要に対してより柔軟に対応することができるよう担保すべきではないか。

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興における仮設住宅間の住み替えへの対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十八年熊本地震からの復旧・復興における仮設住宅間の住み替えへの対応に関する質問に対する答弁書

一 について
災害救助法昭和二十二年法律第百十八号第二条の規定に基づく救助として行われる応急仮設住宅の供与は、災害により住宅が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的とするものであり、また、現に応急仮設住宅に入居している被災者の転居先としては、基本的には、他の応急

仮設住宅ではなく、恒久的な住宅が想定されていることから、原則として、応急仮設住宅間の住み替えは認められないと考えている。

なお、御指摘の平成二十八年熊本地震の被災者に関しても、就学・就労等の個人的な生活環境の変化による応急仮設住宅間の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから原則として認められないと考えているが、入居後の健康の悪化等緊急やむを得ない場合については、応急的な救助の実施主体である熊本県において、被災者の具体的な事情等を勘案した上で、適切に対応されるものと考えている。

二 について
お尋ねの「みなし仮設住宅」について、その借上げのために支出できる費用の額は、地域の実情に応じた額とする運用を行っている。また、現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食料等が行き届くよう、現物によつて救助を行うことを原則としている。これを踏まえ、お尋ねの「みなし仮設住宅」の供与に当たっては、実施主体である熊本県において、世帯の人数、地域の実情等を勘案した上で、適切に対応しているものと承知している。

なお、一 について述べたとおり、応急仮設住宅の供与は、災害救助法第二条の規定に基づく救助として行われ、現に応急仮設住宅に入居している被災者の転居先としては、基本的に、他の被災者の転居先として、恒久的な住宅が想定されていることから、平成二十八年熊本地震の被災者に関しても、原則として、応急仮設住宅間の住み替えは認められないと考えているが、緊急やむを得ない場合については、応急的な救助の実施主体である熊本県において、被災者の具体的な事情等を勘案した上で、適切に対応されるものと考えている。

「総理大臣をやめる」との首相答弁に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年四月六日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

「総理大臣をやめる」との首相答弁に関する質問主意書

平成二十九年二月十七日の衆議院予算委員会において、安倍首相は学校法人森友学園に対する大阪府豊中市の国有地譲渡等及び当該学校法人の小学校新設に係る設置認可(以下「本件」という。)に関する質疑において「私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、もちろん事務所も含めて、一切かかわっていない」ということは明確にさせていたのだと思います。もしかかわっていたのであれば、これはもう私は総理大臣をやめるといふことでもあります。それははっきりと申し上げたい、このように思います。また「繰り返し申し上げますが、私も妻も一切この認可にも、あるいは国有地の払い下げにも関係ないわけでありまして、さらに「繰り返しになりますが、私や妻が関係していたということになれば、まさにこれはもう私は、それとも間違ひなく総理大臣も国会議員もやめるといふことははっきりと申し上げておきたい。全く関係ない」ということは申し上げておきたいと思えます」との答弁を行った(以下「首相答弁」という。)

以上を踏まえて、以下質問する。
一 一般的に内閣総理大臣が国会質疑において「総理大臣をやめる」といった自らの進退に言及する旨の答弁を行うことは、国内外を問わず非常に大きな影響を与える極めて重い答弁であると考えているが、安倍内閣の認識如何。
二 前記一 に関して、第一次安倍内閣発足以降現在に至るまで、安倍首相が国会質疑において

「総理大臣をやめる」といった自らの進退に言及する旨の答弁を行ったことは過去何回あるか、進退に言及する旨の答弁を行うに至った簡潔な理由とともに網羅的に示されたい。

三 安倍首相が、首相答弁において「この認可あるいは国有地払い下げに安倍首相あるいは安倍昭恵首相夫人(以下「首相夫人」という。)がかかわっていた」とあるいは関係していた」ということになれば「総理大臣をやめる」と答弁したのはい何故か、その理由を具体的にかつ明確に示されたい。

四 前記三 に関して、安倍首相は首相答弁当時、本件に関して、本件に係る事務を所掌する財務省、国土交通省あるいは文部科学省に対して、政治家からの不当な働きかけあるいは不正な取り引きがあった等の認識を持っていたのか、安倍内閣の認識を明確に示されたい。加えて、当該認識を持っていなかったのであれば、仮に「この認可あるいは国有地払い下げ」に安倍首相あるいは首相夫人が「かかわっていた」とあるいは「関係していた」との事実があったとしても、「総理大臣をやめる」とまで答弁する必要はなかったのではないかと、安倍内閣の認識を明確に示されたい。

五 平成二十七年十一月の時点で、首相夫人に対して本件国有地譲渡等に関する情報の報告がなされたことは、当時内閣総理大臣夫人付であった谷查恵子氏から森友学園理事長(当時)に送信されたファクスの文面によつて明らかにされている。また首相夫人も平成二十九年三月二十三日、自身のフェイスブックに「籠池さん側から、秘書に対して書面でお問い合わせいただいた件については、それについて回答する旨、当該秘書から報告をもらったことは覚えております。その時、籠池さん側に対し、要望に「沿うことはできない」と、お断りの回答をする内容であったと記憶しています。その内容について、私は関与しておりません」と投稿してお

り、「籬池さん側」から「要望」があった旨、またその要望に対して「回答」したという籬池氏との関係を報告として受けていた事実を認めている。

首相答弁において、安倍首相が「かかわっていた」とあるのは「関係していた」との言葉を、その範囲や定義を何ら限定することなく用いた以上、本件に関して、安倍首相あるいは首相夫人が本件に係る事務を所掌する財務省、国土交通省あるいは文部科学省に直接働きかけをしたとの事実が存在しなくとも、首相夫人が本件における国有地譲渡等の経緯に係る情報を平成二十七年十一月の時点で得ていたとの事実は存在するのであるから、首相夫人は「国有地払い下げ」に「かかわっていた」とあるのは「関係していた」と言わざるを得ず、首相答弁にある「一切かかわっていない」ということあるいは「全く関係ない」ということにも全く当てはまらないと考える。以上を踏まえて、首相答弁に関する安倍内閣の認識を、国民が納得し得る丁寧な説明をもつて明確かつ誠実に示されたい。

六 前記一から五を踏まえても、本件に係る「この認可あるいは国有地払い下げ」に安倍首相あるいは首相夫人が「かかわっていた」とあるのは「関係していた」ということになれば「総理大臣をやめる」との趣旨の首相答弁は、現在においても撤回する必要はないとの認識が、安倍内閣として明確に示されたい。

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出「総理大臣をやめる」との首相答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十九年四月十七日 参議院会議録第十七号

参議院議員山本太郎君提出「総理大臣をやめる」との首相答弁に関する質問に対する答弁書

一及び三から六までについて

お尋ねの「百らの進退に言及する旨の答弁」の意味するところが必ずしも明らかでないが、お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が、平成二十九年二月十七日の衆議院予算委員会において、「いずれにいたしましても、繰り返して申し上げますが、私も妻も一切この認可にも、あるいは国有地の払い下げにも関係ないわけでありまして、なぜそれが当初の値段より安くなっているかということ、これは理財局に聞いてもらう少し詳細に詰めていた方がいいと思いますし、認可においては、大阪府ですか、...これは確かめていただければいいことであって、私に聞かれても全くわからないわけであります」と答弁し、また、同年三月二十四日の参議院予算委員会において、「問題の本質は、まさになぜ安く買ったのかということについては、...そこに政治の関与があったのかどうか、それは、何か政治に籬池さん側から依頼があった、そしてそこに何かお金の流れ、言わば籬池さん側が政治家等に対して様々な便宜を図る中において政治家が応えたのではないかと、これはそういう疑惑だったはずであります。ですから、その中において私も妻も一切関わっていないと言ったのは事実であります」、「今回の夫人付きからのファクスでは、籬池氏側の要望に沿うことはできないときっぱりとお断りをしたと承知をしております。ゼロ回答であり、...そんなたくしていないことは明らかであろうと思えます。また、回答内容については国有財産に関する問合せに対する一般的な内容であり、仮に籬池氏側から財務省に対して直接問合せがあったとしても同様に答える内容であると承知をして

おります。したがって、今回の夫人付きが財務省に問い合わせた行為やファクスで回答した行為が国有地への払い下げに私の妻が関与したことに全くなならない」と答弁したとおりであり、同年二月十七日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の御指摘の答弁は撤回する必要はないと考えている。

二について

お尋ねの「百らの進退に言及する旨の答弁」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

質問主意書及び答弁書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 一五番五号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一八円 余体 一〇円